

平成30年10月4日

1. 出席議員

1 番	杉 原 元 博	9 番	伊 東 茂
2 番	片 渕 清次郎	10 番	松 本 末 治
3 番	樋 口 作 二	11 番	光 武 学
4 番	中 村 和 典	12 番	徳 村 博 紀
5 番	松 田 義 太	13 番	福 井 正
6 番	(欠番)	14 番	松 尾 征 子
7 番	稲 富 雅 和	15 番	角 田 一 美
8 番	勝 屋 弘 貞	16 番	松 尾 勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 村 直 子
事 務 局 長 補 佐	高 本 将 行
議 事 管 理 係 長	森 田 律 子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成30年10月4日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会平成30年9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	9 伊 東 茂	<p>1. 夏の異常気象が市民生活を脅かす現状に新たな夏季対策の必要性</p> <p>(1) 6月～9月の猛暑から酷暑へと続く日々に市民の健康と生産性の悪化が懸念された。市民生活、教育環境、労働環境への改善の必要性。</p> <p>(2) ゲリラ豪雨、台風、地震と過去の経験と判断が及ばない昨今の状況下での新たな防災意識と防災対策について</p> <p>2. 交流人口の増加が鹿島市移住を促進する～観光振興～について</p> <p>(1) 観光PRに用いるポスター・観光パンフレットについて</p> <p>(2) 歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり法）がもたらす鹿島の魅力、再発見</p> <p>3. 子ども（中学生）議会からの質問より</p> <p>(1) 東部中周辺の交通事故防止対策について</p>
8	7 稲 富 正 和	<p>1. 鹿島市の第一次産業の振興について</p> <p>(1) 有害鳥獣対策について</p> <p>① イノシシ被害の現状</p> <p>② これまでのイノシシ被害対策の検証と総括</p> <p>③ 現在、実施している対策と今後の展望</p> <p>④ 解体処理施設の整備</p> <p>⑤ その他の鳥獣被害対策（カモ、アナグマ、アライグマ、シカ等）とジビエ</p> <p>(2) 諫早湾干拓問題について</p> <p>① 現状の認識と鹿島市の基本姿勢</p> <p>2. 学校教育について</p> <p>(1) 当面する課題への対応</p> <p>① 学校の空調施設（エアコン）の整備（教室、体育館等）</p> <p>② 部活の環境設備と指導員の確保</p> <p>③ 災害などの緊急時の児童・生徒の避難、安全対策・対策と指揮命令系統の整理</p>
9	15 角 田 一 美	<p>1. 審議会、委員会、協議会における女性の参画について</p> <p>(1) 女性委員の割合の状況</p> <p>(2) 目標30%が達成できていない要因はなにか、今後の取り組み方針</p>

順番	議員名	質問要旨
9	15 角田 一 美	2. 市有財産の今後の活用方針・方策について (1) 旧浅浦分校 (2) 鹿島実業高校野球場 (3) 横田堤  3. 佐賀国体開催に向けた競技会場及び周辺の整備について (1) 今後の整備計画について (2) 市道大殿分・伏原線（片山橋～国道444号線）の改修について  4. 中木庭ダム周辺の桜について (1) 咲かない、満開にならないのは何故か (2) 桜の名所となるよう植え替え、新たな植樹はできないか

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。9番伊東茂議員。

ここで申し上げます。伊東茂議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○9番（伊東 茂君）

皆さんおはようございます。9番議員の伊東茂です。通告に基づき一般質問をいたします。

ことしの夏は梅雨明けから猛暑日が続き、8月は気温39度に達する酷暑へと変わり、健康への影響と命さえも危険な状況が続きました。それに加えて、7月の西日本豪雨では九州北部、中国、四国、関西と広い範囲で被害は拡大し、平成最大の水害となりました。続く9月の台風21号による突風を伴う豪雨は、大阪を中心とした関西地区へ台風が上陸し、最大瞬間風速58メートルを記録し、建物の屋根は飛ばされ、トラックが横転など、半世紀ぶりの暴風雨と報道されました。さらに、9月6日に発生した北海道での地震は、家屋倒壊、土砂災害、液状化現象、インフラの被害、大規模停電、通信障害と日常の生活は困難を余儀なくされ、今なお続く影響ははかり知れない状況です。加えて、先日の台風24号など多くの災害で亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた方々が一日も早く平穏な生活に戻れることをお祈りいたします。

一昨日までの一般質問で多くの議員の方が猛暑による影響や防災について意見が交わされ

てきました。できるだけ重複しないように質問をしていきます。

関係部署に資料請求した過去5年間の気象データを見ると、年々最高気温は上昇し、ことは40度に近い数値となり、最低気温も20度を超え、連続して真夏日が続いています。当然体力の低下から健康被害が懸念されることは言うまでもありません。

それでは、1項目めとして、夏の異常気象が市民生活を脅かす現状に新たな夏季対策の必要性についてです。

初めに、夏場の猛暑対策として個人が健康管理を行うことが最優先ですが、行政としても市民の健康と生産性を維持していくために指導や手助けが必要だと考えます。サマータイム導入の声もありますが、保険健康課がことしの猛暑を振り返り、今後の夏場への健康管理対策について御提言できるところをお伺いいたします。

次に、ゲリラ豪雨、台風、地震と過去の経験と判断が及ばない昨今の現状下で、新たな防災意識と防災対策について、西日本豪雨、台風21号の暴風雨は、被害に遭われたほとんどの方が今まで経験したことのない短時間での大量の雨量であり、風の強さは恐怖と感じたと話されています。

本年度、改正版の鹿島市地域防災計画を読むと、過去の本市での被害状況と被害想定が記されています。おおよそ過去国内での被害データをもとに想定されていると推測されます。この地域防災計画で私たちが今まで経験したことのない想定外の災害に対応できるのか不安になります。鹿島市地域防災計画は毎年少しずつ改定されていると思いますが、防災計画については災害基準値を変える必要性を感じます。今回の多くの災害後に防災専門家は国土交通省が災害発生前から発生後まで時間軸をベースとして計画を策定するタイムライン、防災行動計画の策定導入を自治体はいち早く取り組むべきと力説をしています。タイムライン導入について本市の考えをお聞かせください。

2項目めは、交流人口の増加が鹿島市移住を促進していく、観光振興について質問をいたします。

観光PRに用いるポスター、観光パンフレットは、担当課からいただいた資料を見させていただくと、商工観光課が把握されている観光パンフレットは、インバウンド用、外国語対応を含め13種類、ポスターは8種類出されています。パンフレットは鹿島酒蔵ツーリズム、市内飲食店紹介、祐徳神社紹介のカルタ風、観光総合版、インバウンド用と多種にわたり、観光に本市が力を注いでいることがうかがえます。

観光ポスターは、観光プロモーション用として自然豊かな鹿島市の風景、観光スポット、イベントが描かれています。このような観光ツールの発注は商工観光課の発行目的、そして意向、ターゲット層を印刷会社に伝え、制作されていると思いますが、国内有名観光地のポスター、観光案内パンフレットには、デザイナーが監修をした作品やアニメキャラクターを用いたものまで多種多様で、強力なインパクトを与え、観光客誘致の一役を担っています。

本市の観光戦略の一環として、ポスター、パンフレット、原案公募など、新たなPR活動を展開する時期が来ていると感じますが、答弁をお願いいたします。

次に、歴史的風致維持向上計画、いわゆる歴史まちづくり法がもたらす鹿島の魅力、再発見について。

今回のこの9月議会を前に全員協議会室にて、歴史的風致維持向上計画の策定の中間報告の説明を私たち議員は受けました。現在、国土交通省、農林水産省、文部科学省と協議、指導を受けながら計画の策定中であり、今計画には重点地域を設定する必要があるため、認定要件となる3項目の中の国の重要伝統的建造物保存地区内の土地である肥前浜宿が国の示す要件を満たすと考えられ、ここを核としてつながりが現在も続く祐徳神社、門前商店街も重点区域候補へと国と協議中と説明を受けました。

この歴史的風致維持向上計画の必要性を私は過去の一般質問、そして担当課との協議の中で、幾度となく発言をしてきました。認定を受ければ10年間、さまざまな整備が可能となります。認定地区の整備された一例を挙げると、歴史資源の復元・修理・修復、展示交流館整備、公園整備、歩道空間整備、案内板整備、人材後継者育成、伝統行事、産業の維持・継承など、今酒蔵ツーリズムで脚光を浴びる本市にとって期待の持てる計画となります。加えて、観光客の増加、交流人口の増加につながり、鹿島の風土に魅力を感じてもらえることで移住者がふえる効果を期待するところです。国への認定申請を来年2月に控え、歴史的風致維持向上計画に基づく認定後の整備計画について答弁をお願いします。

3項目めは、先日8月24日に行われました子ども議会、中学生の方に参加していただいた議会の中から東部中の生徒が質問した問題を取り上げます。

東部中周辺の交通事故防止について。質問内容を抜粋すれば、学校付近に危険箇所が幾つかあります。東部中は電車通学だったり、山奥に住んでいたりと、通学距離のある生徒が少なくありません。それで、雨の日などは送迎車が多く、駐車場の出入り口が狭い上に混み合うので危険です。それから、道幅が狭い箇所がありますが、住宅も多いので車がよく通り、危険を感じます。鹿島市の交通事故防止のための対策や地域の危険箇所に対する調査等やその対策等を行っているのでしょうかという質問に対し、執行部の答弁は、東部中周辺は道幅が狭いにもかかわらず送迎の車が多いということは、毎年実施している通学路安全対策協議会の中で課題として上がっている。そして、平成29年度に関係者で点検及び対策について協議を行い、全国でも整備が進められているゾーン30区域を定めて、時速30キロの制限規制、そしてゾーン内を抜け道として通行することを抑止するという対策が有効と判断。そして、歩行者の安全確保のために歩道部分をカラー舗装するなど対応を計画しているとの回答でした。

東部中は昭和40年に浜、古枝、七浦が完全統合を経て50年以上が経過しました。創立当初は車の往来も少なかったと思います。時代が平成へと移り、住宅がふえ、学校付近は車の往

来もふえました。3地区の中心となる浜中学校の場所が整備され、現在に至っていると思います。

関係者御承知のとおり、学校周辺は住宅地との間を入り組んだ細い道路が何本か通っています。道幅を広くすることが今困難と考えるとしたら、ゾーン30、カラー舗装で安全対策は大丈夫なのか、お答えください。

以上、総括質疑とし、答弁後に一問一答を行います。

なお、質問が多岐にわたっていますので、執行部の皆さん、簡潔な御答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

執行部の答弁を求めます。中村保険健康課長。

**○保険健康課長（中村祐介君）**

保険健康課からは、猛暑に対する今後の夏場への健康管理と対策につきましてお答えいたします。

議員おっしゃいますように、熱中症対策は各個人が対策をとっていただくことが一番であります。しかし、そのための情報をいかに市民の皆様、特に高齢者の方々に御提供するのか、あるいは啓発をしていくかという部分は行政の役割だと考えております。これまでも防災無線での注意喚起、あるいは市報やチラシ、出前講座などによる熱中症対策への啓発活動を行ってきたところですが、ことしの酷暑を踏まえて、これからは暑くなってからの対策だけではなく、少し早い時期から暑くなる前から啓発を行うことも必要だと感じております。

また、高齢者の御家庭に訪問したときに対面で注意喚起などの声かけを行うことも効果があるのではないかと考えております。ことしの夏も民生委員さんをお願いして、高齢者宅を訪問したときは熱中症対策のチラシを配布しながら、対面で注意喚起を行っていただきました。今後はこれまでの啓発活動に加えて、訪問時の声かけの取り組みにつきまして、ケアマネジャーやホームヘルパーさんにもチラシをお配りし、訪問時には注意喚起を行ってもらうようお願いするなど、さらなる啓発活動の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

有森総務部長。

**○総務部長（有森弘茂君）**

お答えをいたします。

鹿島市地域防災計画については、国の防災基本計画及び県の地域防災計画をもとに作成をしているところでございます。想定外の災害に対応できるのかという御質問でございますが、河川改修や堤防などのハード対策は雨量であったり、震度であったり、決められた基準により整備されておりますが、近年のように雨の降り方が集中化、激甚化する中で、その想定を

超えてくるということですので、これまでのようにダムや堤防などハード防災だけでは防げない災害が起こっております。このように災害の規模によってはハード対策だけでは被害を防ぎ切れない場合もございますし、ハード事業を再整備するという事になれば、それは膨大な時間と労力と、また財源が必要でございます。このことから、大雨時の早目の避難の呼びかけなど、ソフト施策を可能な限り進め、ハード、ソフトを組み合わせた一体的に災害対策の改善を図っていかねばならないというふうに考えております。

次に、タイムラインの導入についての御質問でございますが、タイムラインの策定に当たっては、いつ、誰が、何をやるかの3要素に着目し、時系列で行動計画を整理する必要があります。対応を行うタイミングと防災情報などの推移等を照らし合わせ、役割分担と連携体制を明確にするとともに、鹿島市地域防災計画第4編にも記載しております災害応急対策の実施にかかるタイムスケジュールなど、これら既存の防災マニュアル等と整合した防災行動を計画していかなければなりません。これらを踏まえ、今後、国、県、関係機関と協議をしながら策定に向け進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、伊東議員、2つ目の項目、観光振興の御質問の鹿島市の観光ポスターや観光パンフレットについてお答えいたします。

先ほど伊東議員からもありましたが、市の商工観光課では現在、観光パンフレット13種と観光ポスター8種、合わせまして21種の観光パンフレットや観光ポスターで市内外への観光PRに努めているところでございます。

観光パンフレットにつきましては、デザイナーなどの専門家に委託したことはなく、予算に応じて見積もり合わせや入札など、市内の印刷業者に発注しております。そして、印刷業者の担当者の方と商工観光課の担当職員による打ち合わせで作成する、いわゆる手づくりによるものとなっております。

なお、観光ポスターにつきましては、平成28年度に国の地方創生加速化交付金を活用して作成した祐徳稲荷神社や肥前浜宿、有明海の干潟など、「旅誘うかしまいろ」6種類については、福岡市在住のデザイナー、乾祐綺氏に依頼しております。その経緯としては、平成28年7月に全日空の国内線の機内誌「翼の王国」に「日本の夏、潟の夏」と題して16ページにわたり鹿島市の干潟が紹介されました。その記事と写真を乾氏が監修されたことが縁でポスターの作成を依頼しております。

また、昨年11月には鹿島実業高校情報処理科の3年3室29名の授業の一環として生徒が市内の観光素材を写真に撮ったものに生徒がみずから色をつけるというワークショップを

行っております。このワークショップの講師として乾氏にお願いしたところ、快く引き受けていただき、新たなかしまいろとして春初恋いろ、鹿島の桜のポスターが完成しました。高校生が感じる鹿島の色を見つけてもらうことが狙いでしたが、専門家に依頼することでこういった成果へとつながることにもなりましたので、観光パンフレットにつきましても、議員がおっしゃるように、専門家へ依頼してプロの発想でつくることも必要と考えており、課内や観光戦略会議の中で検討したいと考えているところでございます。

次に、パンフレットやポスターの観光素材についてですが、現在、ポスターやパンフレットの原案を公募する形はとっておりません。似たような方法としては、伝承芸能フェスティバルのポスターを前年度のフォトコンテストの入賞作品の中から選んで採用する方法をとっております。入賞作品の選考には大塚清吾さんにも入ってもらっていますが、議員提案されました原案公募によるポスターやパンフレットの作成については次へのステップといいたいでしょうか、アイデアの一つとして検討したいと考えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

私のほうからは、歴史まちづくりの計画と、あと東部中学校周辺の交通事故防止対策について御答弁をしたいと思います。

まず、歴史まちづくり法による鹿島市歴史的風致維持向上計画の策定の取り組みについては、初めて聞かれる市民の皆様に御理解をいただきたいと思っておりますので、冒頭少しだけ経緯を説明したいと思います。取り組みの経過としましては、鹿島市内に多くの歴史的な資源が残されておりましたが、肥前浜宿以外については、これまで景観保全に関する規制や補助がなかったため、市内に点在する価値ある歴史的な資源が年々失われている状況でございました。加えて、近年、外国人観光客の増加や2020年の東京オリンピックで予想される多くの訪日外国人を念頭に置いて、国でも歴史的資源や地域固有の良好な景観を観光資源として活用するまちづくりへの取り組みも推進が計画されておりました。これを受けまして、鹿島市でも伊東議員がこれまで約10年近く必要性をおっしゃってこられましたように、長年、市民の皆さんからも歴史まちづくり計画への取り組み要望があり、また肥前浜宿が重要伝統的建造物群保存地区選定の10周年を経過して、市内全域の歴史や文化を生かした地域づくりで次の新たなステップへ進む潮流の潮目、時代の節目に来ておりましたことから、昨年度と今年度の2カ年で歴史まちづくり法による計画のほうに進むこととなっております。

以上が経緯ですけれども、議員御質問の認定後の整備計画につきましては、現在、国と協議中ではございますが、どのような事業展開が可能なのか等の検討を行っております。現時点においては、街なみ環境整備事業によるメニューの拡充などや都市再生整備計画事業による

補助率のアップ等を想定しておりまして、外からの予算を利用して市の単独費をなるべく使わず、事業の実施が可能な内容について持っていきたいというふうに考えております。

また、この歴まち計画が国から認定され、その後の整備や宣伝効果によりまちの地域活性化につながっていくという点では、この事業に取り組んでいく鹿島市としても非常に重要な部分と捉えております。この点について、国や先例地へ聞き取りを行いましたけれども、結論といたしましては、観光客や移住者などの増加につながっているケースが、伊東議員が先ほどおっしゃったように、多いものが聞かれました。

御紹介しますと、現在、全国では68都市が認定されておりまして、九州内では8都市というふうになっております。これらの先例地では増加について明確な数字、データ化しているまちと感覚としてにぎわいが確実に出てきたというまち、大きく2つのパターンがございました。観光客の増加を幾つか御紹介いたしますと、京都府向日市では認定後2年間で約42%の増、埼玉県川越市では認定後5年間で約50%の増、特に伸びが大きいまちとしましては広島県尾道市で認定後4年間で400%、約4倍の増といった形で、認定を受けた効果が出ております。これらの先例地を含め、他の先例地で見られる点としましては、近年のインバウンドの流れで、外国人観光客が大きくふえていることや空き家バンク等の施策と抱き合わせて移住、定住につながっているところもございました。

以上の内容から判断いたしますと、認定を受けたことで、まずは全国に国や歴まち関係組織等で行ってもらおう周知やPR、そして歴まち事業が進捗することによる相乗効果でまちの価値が高まり、地域浮揚につながることは少し時間はかかりましても確実に出てくるものと判断いたしております。特にこの効果を証明する鹿島市のわかりやすい実例としては、肥前浜宿が重要伝統的建造物群の選定前は、事業自体に成果が出るのか疑問視をされておりましたけれども、国から選定を受けて約12年がたちまして、鹿島市の知名度アップや交流人口として観光客や移住者の増加、地元皆さんの意識改革など、いろいろな方面に想定上のよい効果を生み出していることから、歴まち認定後の整備により波及効果としましても、祐徳稲荷神社とか鹿島城址、道の駅鹿島などの市内観光拠点との連携によりさらに上を目指して、鹿島の歴史を生かし、なるべく財政に負担をかけないまちづくりの事業の展開につなげていきたいと思っております。

次に、2点目の東部中周辺の交通事故防止対策につきましてですけれども、東部中周辺の市道の安全対策としましては、一例を御紹介いたしますと、平成10年ごろですけれども、東部中から泰智寺までの市道沿いにある水路へのふたかけによる車道の拡幅改修工事を行っております。そして、平成18年ごろになりますと、同じ登校班への安全対策といたしまして、ドライバーが視覚的にわかるように、歩車道を分離するための区画線引きとカラー舗装を行っております。そのほかの市道につきましても、安全標識の設置や路面への注意喚起などの文字を標示するなど、できる限りの対応は行ってまいりました。これまでの対策により道

路の幅員は全体的には約4メートル以上はございますが、車の離合はできるものの、歩車道分離の区画線内へ一時的に入り込んで離合する必要がある箇所も多くございます。このため、先般の子ども議会での質問や議員おっしゃるように、この市道の幅員が狭くて離合できないという声も上がっていることから、現状、離合できる場所と離合できない場所が混在しておりまして、何らかの対策は必要と判断いたしております。

そこで、交通安全対策の幾つかのケースを御紹介いたしたいと思っておりますけれども、交通安全対策協議会での検討、通学路安全推進連絡協議会、通称、交通安全プログラムと言いますけれども、ここで検討、先ほどございましたゾーン30による交通安全対策区域設定やライン30による速度規制、そして道路ハンプ設置によって道路のアップダウンでの速度規制などの検討が考えられます。あとはカラー舗装による歩車道の検討とか危険箇所にはとまれの路面標示や子供飛び出し注意などの標識設置などでドライバーへ視覚的に交通安全を意識してもらうための周知を図ればと思います。

あと、ハード面では、特に市道沿いの公有水面へ必要な範囲へのふたかけによる離合帯の幅員の確保の検討、あとはソフト面では東部中の地元の方に理解と協力を得まして、送迎とか通常通行の分散対策の検討などが考えられます。

以上の対策案を中心に時代や状況の変化に応じた対応と検討を行って、道路を利用される方の安全・安心に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

答弁ありがとうございました。簡潔によくまとめられて答弁をいただいたなと思っております。ありがとうございます。

一番最初に質問をしましたこの夏の異常気象といいますか、気温の高さ、中村課長がおっしゃったように、高齢者への対面での注意勧告であったり、民生委員さんやホームヘルパーさんを通じてのお願いという、そういうふうなことが大事だと思います。私、ことしの夏、特にワイドショーやニュースなんか見てて思うのが、以前は夏場、余りクーラーの温度は下げ過ぎないようにとか言っていましたよね。ところが、そういう状態じゃない。夜中もつけておいたほうが生命への危険から退避できるとなれば、ほぼ一日中エアコン等もつけるところもあるんじゃないかなと思います。そういう中で、民生委員さんたちの手助けを借りながらするという必要かなと思っております。

保険健康課のほうに御答弁いただきましたが、本当はこのほかに労働環境について商工観光課の方や農水課の方、そこのあたりもお聞きをしたかったんですが、保険健康課が代表して御答弁いただきましたので、この分はここまでにしておきたいと思っております。

タイムラインは、なかなかテレビをごらんの方は余り聞いたことがないと思います。しかし、この効果はこれを採用しているところはもう絶大です。災害には水害、津波などの進行型災害と地震などの突発型災害に分けられます。災害対応時の想定外の事態を減らすため、最悪の状況を含む災害を想定することも大切です。人命救助に必要な72時間、これを意識した対策が必要です。災害の発生時点を定め、この時刻をゼロアワーとし、時間をさかのぼり、防災行動に必要な時間、リードタイム並びにその事態の進行状況を整理していきます。このタイムラインを導入することにより、効果としては避難勧告、避難指示の発令時期を誤るリスクを最小限に抑える効果と、そしてこの時系列の記録により検証を行ったり、そして次の災害へ備えるために改善策の検討にも反映ができます。今週末にはまた台風25号が接近しております。特に今度の台風は長崎のほうから来るかもわかりません。非常に危険だと感じております。こういうふうな台風や地震が年内に何回となく起きてくるこの今の時代、時期、できるだけ総務部を中心として、このタイムラインの早期計画策定をよろしくお願いいたします。

この防災対策についてですが、もう一つちょっと気になったことがあるので、御質問をしておこうかなと思います。

ことしの7月6日、雨量が非常に多くなり、河川の氾濫等も危険視されるところがありました。そういう中に、夕方6時過ぎから避難指示といいますか、これが家庭に置いてある防災ラジオから流れてきました。市内の避難施設に数十カ所あるわけですけど、全部で270名近くの市民の方が避難をされました。私は当日、夕方6時ぐらいまでは非常に雨がひどかったと思います。6時半ぐらいになって少し小降りになってきたので、ちょっと心配だったので、一昨日までの質問の中で映像等で片渕議員とか松田議員が写真を撮ってありました、あの場所。鹿島川の横沢橋付近の水位、そして浜川の参楽橋付近の水位を確認しに行きました。特に浜川の参楽橋付近、非常に危険な状況でした。地元の方も酒造会社の方やら、いろいろ20人ぐらい一緒にしばらく見ていたんですが、今というか、浜川の河川改修で川の幅は大分広くなり、整備ができました。もしあれができていなかったら冠水したんじゃないかなと、そういうふうな話もしておりました。だから、この浜川の河川改修は引き続き上流の祐徳神社付近まで早期行っていただきたいなと思っております。

そしてまた、今度は8時ぐらいから臥竜ヶ岡体育館、それから東部中の体育館、そしてピオのかたらいへ出向きまして、避難された方々の状況を確認に行きました。浜の臥竜ヶ岡体育館には消防団の方が大勢待機をさせていただいておりました。そして、十数名の方が避難をされ、東部中の体育館には市の職員の方が待機をされておりました。そして、2名の方が避難、そしてピオのかたらいは約40家族ぐらい、100名近くが避難をされておりました。数名の方にお話を聞くと、自主避難という形で放送がなされていたからかもわかりませんが、飲み物とか食べ物を持ってきてくださいという放送があったと。しかし、急にそれは準備できない。

そして、皆さんも多分経験があると思います。台風が近づいてくると、スーパーやコンビニから菓子パンは消えていきます。全て売り切れとなっていきます。こういうふうに危険が迫ったとき、なかなか自分で、さあ食料を持ってきてください、毛布を持ってきてください、これは無理じゃないでしょうか。

今回の経験を踏まえ、多分7月6日には非常食、アルファ米、これは配付されたかもわからない。しかし、それをお湯を注いでそこで食べていらっしゃる方を私は見ていない。そう考えると、菓子パンとかちょっとした飲み物、小さい子供さんもいました。ジュースとか、こういうふうなのを本当に準備するのは大変だろうとは思いますが、今後のことを考えると、避難勧告が出て、270名以上、1,000人以上の方が各体育館とか避難をされたとき、やはりいろんな支援物資が届く前にその部分が必要じゃないでしょうか。このあたり、担当課の方、どういうふうに今回の7月6日の避難状況とかを見られて感じられたのか、お答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

避難所での食料や毛布につきましては、災害時の備蓄品として県と市町での物資に関する要領に基づきまして、人口の5%を目安に食料品等の備蓄を進めているところでございます。今回の7月豪雨の際には、避難勧告を発令し、指定緊急避難所31カ所を開設して、市が備蓄をしております食料や水、または毛布等につきまして各避難所で提供しております。しかし、避難勧告の発令までに至らない段階で自主避難所として開設する場合があります。あくまで自主避難ということで、避難される場合には個人に必要な食料、飲み物、毛布等を御持参くださいということをお願いしているところでございます。

また、市では一定の備蓄はしておりますけれども、災害の規模や状況により物資が届かない場合もありますので、日ごろの備えとして3日分の食料等の備蓄は各個人さんのほうでお願いしたいというふうに思っているところでございます。

先ほど菓子パンやジュースというお話がございましたけれども、その分の物資を例えば災害が近づいたとして、市が確保するということになると、その分が一般消費者のほうにも迷惑がかかるということもございますので、市のほうではあくまで備蓄品としてアルファ化米、飲料水等を備蓄しておりますので、そちらのほうで対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今話を聞いていて、そういうふうな答弁しかできないのかなという気はしますが、やはり小さい子供さんとか高齢者の方がいて、そういうふうなのを考えると、少しぐらいは用意ができないかなど。もちろん、さっきも言ったように、台風とか、そういうふうなのは進行型災害ですから、前もってある程度わかって来ているわけですよ。地震は突発性ですから、だから、そのあたり、もうちょっと市役所の中でもお話をさせていただいて、そのあたりまた考えてみてください。今必ずこうしてくださいというわけじゃないです。ちょっと私も気づきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、観光振興について、まずこのポスターを見ていただきましょうか。

[映像モニターにより質問]

このポスター、書いてあるとおりに、北海道の登別、これは視察に行ったときに、市役所の中、私たち視察に行ったら、説明を一つの部屋の中で見るわけですが、もう通路にも部屋の中にも、それから廊下にもいっぱいこういうふうなのが張ってありました。20枚ぐらい写真撮ってきたんですけど、その中でちょっとインパクトがあるなと思ったのが、この写真であり、そしてこれは地元の食べ物ですね、こういうふうなもの、そして非常に色鮮やかなおにぎりの写真、こういうふうな写真があります。

最初の総括で質問をしたように、今、観光ポスターって非常に強力な観光振興促進のためのツールになっているなと思います。もうこれを見て、旅への思いをかき立てられる、そういうふうなことが感じられるかなと思っております。

この登別は、議会事務局の方に聞いたら、やはり東京のデザイナーのほうに依頼をして、こういうふうなポスターをつくっているということです。もちろんそれだけ観光客も年間で鹿島とは比べものにならないぐらい多いのかもわかりません。なおかつ、あそこは宿泊もされますから、温泉がありますからね、そういうふうなのを考えると。

観光ポスターのコンクールがあっているのは、担当課の方は御承知でしょうか。観光ポスターのコンクールの上位は、ベストファイブまで全て北海道が占めています。この参加自治体は今非常にふえてきています。自分のところの観光ポスターをそれに入賞することによって、旅行雑誌とか、そういうふうなのに掲載をされていきます。そしてまた、認知観光地のパンフレットはネットで販売をされています。旅への思いを膨らまし、消費者を旅行へと導くきっかけとなる役割をつくっていると思います。

どうでしょうか、商工観光課長、観光協会とも今後協議をされて、少しこのあたり検討されたらどうかなと思います。もちろん、御答弁いただいた福岡のデザイナーの方、この6種類のポスターは群を抜いてよかったと私は思います。そういうふうなのをやったことで、鹿島実校とのワークショップとか、次にまた進んでいくじゃないですか。そういうふうなのも考えて、観光協会と協議して進めていただけたらなと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

ポスターコンクールにつきましては、先ほどの「旅誘うかしまいろ」6種類と鹿島実業高校生とのワークショップで作成した1枚、合わせて7種類ございますけれども、それを二組に分けて、昨年度になりますが、日本観光振興協会主催の第66回日本観光ポスターコンクールへ観光戦略会議での取り組みの一つとして応募を行っています。ただ、こういったコンクールに参加したのは、恐らく最近ではなかったことかと思っております。結果は二組とも応募作品187組中、1次選考の53組には残って、我々も大いに期待したところでございますが、最終の入賞作品14組の中には残念ながら入りませんでした。議員おっしゃるように、専門家に依頼してポスターなどを作成した場合、こういった楽しみともいいまいしょうか、2次利用の可能性も出てきますので、一度応募した作品は再チャレンジができないということでしたので、新しい作品でまた挑戦できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

済みませんでした、私も昨年度応募されているというのを知りませんでした。でもすばらしいと思いますよ。187組の自治体の中で53の中に入ったというのはね。自慢できると思いますよ。これからも取り組んでみてください。

歴史まちづくり法、岩下課長から詳しく説明をいただきました。今、説明を受けた部分でわかりました。約10年前、浜地区が重伝建の認定を受け、そしてその後、市や県や国の協力を得て、建物の修復や町並みの整備が続いています。そういう中で、早い段階から私たちの水とまちなみの会では、次の取り組みはこの歴まち法だなど、ずっと話していました。ようやく鹿島市がこうやって取り組んでいただくことはうれしく思っています。岩下課長から説明があったように、成果は必ず出ると私は信じておりますので、国との協議、それから指導を受けていくのにはこちらから東京まで出向いて、担当の方たちは大変だろうと思いますが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に東部中学校付近の道幅が狭くて、交通事故等の危険性が高いということで質問をしました。まず、これを見ていただきましょうか。

〔映像モニターにより質問〕

これは浜大橋の国道207号から入ってきて、野島のほうに入ってきます。そして、泰智寺があって、その前から東部中の正面を向けて撮った写真、先ほど岩下課長から説明があった

ように、この右のほうは水路の上にふたをして、そして白線をこういうふうにしてあります。これも一つの対策でしょう。

それでは、次、じゃここに車が1台とまったらどうなるのか。こういうふうな状況になります。この車も少し倉庫があるところ、左側のほうにわざととめています。これを白線内にとめようと思ったら、全くこれは車が対向車線というか、来た場合に交差することができないでしょうから、このくらい狭いです。

次、これがまたその先に行った、この鳥居のところの先が東部中の正門といいますか、ここですね。これもまた、この鳥居等もありますので、なかなか車で送迎とか、特に雨の日ですよね。部活の子を迎えに行ったりとかというときに混雑をします。

そして、ここは自転車通学の子供たちが浜駅をおりて、浜の酒蔵通りから峰松板金のところを、間の細い道を通って薬師橋を渡ります。薬師橋を渡って、今度は右折して、この浄安寺方向に行くことで東部中学校に着くわけですけど、ここも昔の道の広さと全く変わりが無い状況で狭いです。

そして、次の写真が東部中の裏側、体育館がある方向、この道は古枝から来る生徒たちがこの道を通ってきます。左側に見えるのがトントン橋です。今見ていただいたように、これを家を立ち退いていただいて、道幅を広くしてくださいとは私も言えません。もっと早い段階で何かしらされていたらよかったのかもわかりませんが、今、現実的ではないとも思っています。

岩下課長のほうからさまざま、ゾーン30であったり、それから白線を引いたり、カラー舗装をしたりとかありますが、それで本当に交通事故といいますか、対策が万全と言えるのでしょうか。学校とかPTA、そして地元の方と、こういうふうに東部中の周辺の道路は道幅が狭いということを認識の上で、どのくらい協議をされてきたのか、それについてお答えください。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

お答えいたします。

地元のほうとどれくらい協議、交通安全対策の検討を行ってきたかということだと思えますけれども、先ほど御紹介いたしました、大きくは2つの組織で交通安全関係は検討を行っています。1つが交通安全対策協議会、そしてもう一つが通称、交通安全プログラムであります通学路安全推進連絡協議会でございます。

回数といいますと、交通安全対策協議会のほうはもう数年、検討をいろいろ行っていただいておりますけれども、通学路の交通安全プログラム、これにつきましては約3年ぐらい前ですけれども、これは行政のほう为主体となりまして、教育委員会と、あと都市建設課のほ

うで道路の通学路関係を主体として安全性とか、あと事業の具体的にハード面とか対策あたりがどうできるかという分での協議は行ってきました。回数というよりも、内容ですね、こういうところをやはり現地を見ながら考えていこうということで、せんだっての子ども議会のほうでも総務部長のほうから答弁があったと思いますけれども、まず地元のほうに安全が保たれない場所を抽出していただいて、校区ごとに現地を回って、どういう事業ができるのか、検討ができるのかというのを話し合いを行っています。

一応その組織ですけれども、関係者といいますと、まずは市は当然ですけれども、あとは交通事故防止に向けての対応ということで警察、県、土木事務所ですね。各学校、保護者としてPTA、あとは地元の関係者の方々から構成された組織でございまして、このメンバーで安全性が保たれなくて、今後の課題である場所の現地確認とか調査を行って、対策案を上げて、そして具体的に数カ所はこの数年間で対応は行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

今、岩下課長がおっしゃったような、そういうふうなのしか私も思い浮かばないかなという気もしております。やはり事故が起きてからどうこうという前に、そのあたりの対策は練らなければならないと思っています。道路の幅を広くすることはなかなか難しいわけですから、こういうふうのを年に1回でもいいですよ、さっきおっしゃった市、警察、土木事務所、学校、PTA、地元というふうな連絡協議会を重ねていただいて、学校のほうからも、PTAのほうからも子供たちの歩行、ちゃんと片方のほうに、道いっぱい広がって歩かないとか、そういうふうな基本的なことですけど、そのあたりを徹底していただいて、交通事故が起こらないように指導も含め行っていただければと思っております。

今回の一般質問で、次が最後になるわけですけど、6月議会で勝屋議員から質問が出ている分と同じようなところです。

207号バイパス、これが4車線化に伴う野畠地区への接続道路の交通事故多発の危険性についてです。

この写真を見ていただきましょうか。

〔映像モニターにより質問〕

この写真は東部中の体育館のほうからバイパスに出るとき、正面は給食センターです。こういうふうになっています。古枝のほうに送迎というか、部活とかで迎えに来て帰るときは、これを右折するわけですね。

次が、これが今度はバイパスのほうから、給食センターのほうからその入り口を撮った画

像です。奥のほうには共生保育園があります。そして、左のほうには福祉作業所があります。そして、これが3日前、夕方6時に私が撮影をした古枝のセブニーイレブン前の交差点、車がこれだけ、今、信号が赤でとまっている状態だろうと思いますが、このくらいからだんだんと交通量は激しくなってくる。こういうのを踏まえた上です。

今、工事が行われています207号バイパスが完全4車線化になれば、野島地区は現在でもこのバイパスができたことで集落が分散をしているのに、また拍車がかかるとともに、中学校、保育園の送迎のための出入りが今以上に困難になり、交通事故の危険性は増大します。

ことしの5月、ここに写っている分、浜の野島区長より市長へ、バイパスが完全4車線化に伴う信号機設置の要望書が区民の意見を添えて提出をされています。この要望書には同意書が添えられていて、地元の区長を初め、地元住民、育友会、消防団、浜交通安全協議会会長、共生保育園園長、福祉作業所所長の署名があります。そして、東部中の校長を初め、保護者の方からも信号機設置の要望を受けています。この要望書の中には野島の区民の方の意見も一つずつ入っています。

まず、お一人目、中央分離帯の設置には反対です。給食センター、東部中、福祉作業所、保育園、野島以外の人も不便です。ここに住んでいると思って考えてください。次の方、毎日利用する道路です。中央分離帯を設置されたら困ります。反対します。毎日の生活道路です。反対です。

ほとんどが中央分離帯の設置の反対ということで、信号機の設置をお願いしますということです。

以上のことを踏まえ、担当課のほうに質問をするわけですが、これだけ要望書がことしの5月に提出をされ、そしてその回答としてはどういうふうな回答をなされているのか、まずそれについてお答えください。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

お答えいたします。

共生保育園側からバイパスに出てくるところの信号機設置の要望ということで、地元である野島から提出されております。この内容につきましては、結果的な部分ですけれども、現状においてですが、信号機などの新設というのは予定されておられません。この件につきましては、先ほど議員おっしゃっておられるように、4車線化に関して地元の野島から要望書という形が出ていたことで、市からも県とか警察におつなぎをしましたが、バイパスの管理者、事業者の土木事務所や交通安全施設整備等の許可権者の警察での協議を行っていただきましたが、交通の安全等、円滑の観点というところから信号の新設はバイパス全体で行わないことに決定されておまして、地元のほうにも土木事務所のほうから必要に応じて説明会等が

行われております。特に警察による設置できない大きな判断の一つといたしまして、信号機と信号機の間が100メートル未満の場合は設置できないということになっておりまして、今回の要望箇所もこれに該当していることから、同様の扱いとなった経過がございます。

この理由は、市のほうからもなぜということで、設置も希望におきながら理由を確認したんですが、信号機と信号機の間が近過ぎますと、赤信号にかかるまいとスピードを出し過ぎる車があるケースや急停車による追突事故のケースなど、特に命に影響を及ぼす危険を回避するための措置ということでございました。

このため、現状の中では県とか警察の決定にあるように、通行の安全と円滑の観点から信号機の設置は難しいというふうなところでございますが、先ほど回答ということでございましたので、地元から要望が出ておる分は、また改めて警察と県に進達ということで市から正式におつなぎをして、野島区との協議の場あたりも設定してもらえるのかどうか、この辺も含めて鹿島市からということでのお願いはしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

地元からの要望書は、ことしの5月、初めて出たわけじゃないんですよ。多分御承知だと思います。平成26年、ここでも出ております。このときは佐賀県公安委員会から今度は土木事務所の所長宛てに国道207号バイパス道路改良事業に伴う新設交差点計画における協議についての回答ということで、馬渡地区や石木津、古場切、浜漁港、さまざまな交差点のところが書いてあります。実際読んでみて、これはできませんということですよ。しかし、これだけ地元の方たちが要望している、何かしら安全策、対応策はないのかと思います。

先ほど担当課長がおっしゃった、信号機と信号機100メートル以内はできないと、しかし、現実にできているところというか、あるじゃないですか、浜の三つ角とリクシルの前、何十メートル間隔がありますか。あの信号は100メートル以内ですよ。それはそれであるじゃないですか。どうしてこれができないのか、再度御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

実際100メートル以内のところもあるという御質問ですけれども、これは私どもも市内の中でどういう箇所があるか、幾つか勘察して調べてみたんですけれども、あと県とかに確認をしましたが、特に100メートル以内である部分については、もともと信号があって、なおかつ、そこに新しい路線とかが整備された場合はやむなしのケースということで設置された

ケースもございますけれども、今回のバイパスの件につきましては、現在ございませんので、こういうところが主に新設がなかなか厳しいという判断に至った経緯があると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今までの質問や答弁を聞いていらっしゃる、特に野畠地区の方たちは納得いかないだろうと思います。

そこでお願ひがあります。4車線化の工事は久保山付近まで来ております。それでは、早い段階で土木事務所、そして警察、地元代表者でのこの件についての協議の場をつくっていただきたい。それをお願いできるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

土木事務所、県との協議ということで、説明会的な部分も含めて、せんだっては古枝地区あたりに要望に応じて土木事務所のほうから説明会に伺われたということ聞いておりますので、これは再度県、警察に御相談をして、説明会とか、あるいは協議の場ということで、先ほど御答弁申しましたとおり、私たちも市としての立場もございまして、お願ひはしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

さっきもお話をしましたけど、ことしに要望書がこういうふうな形で出ていますが、それこそバイパスができたときから共生保育園のほうから古枝のほうに出る場合、右折をしなければならぬ、今ですら特に夕方とかは交通量が増してきます。そういうふうなので危ない。どういうふうに警察とかがおっしゃるかわからないけど、それを今度はそこを通らないようにしようと思ったら、ぐるっと浜の大橋まで回らないといけぬ。そうじゃないと、なかなか車が通らないというか、そういうふうな状況です。

一番最初に私言いましたけど、東部中ができたのが、浜中学校がそこにあつて、3地区の中心ということで、そこに整備がされて現在に至っていると。しかし、周りの環境がこうやって変わってきたのには対応がなかなかできていない。このあたりをもう中学校ができ

て四、五十年たったわけですから、今さらどうのこうのとは言えないのかもわかりませんが、地元に住む人たちはそういうことは思わないでしょう。自分たちの今の生活、そして道路事情、そういうふうなものが不便さが増してきている、こういう状況を考えていただきたいと思っています。

今回の質問は、ことし多発した災害への対策であったり、こういうふうな交通事故防止対策等、質問をしてきました。一般質問をする前、相当、担当課の課長や部長と協議をして一般質問を迎えたわけですが、この一般質問80分でする以上、何倍となくお話ししてきたと思っています。ですから、私が今回の一般質問で取り上げたその胸の内はおわかりだろうと思っています。どうぞしっかりと対策を練って、そして対応に取り組んでください。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（松尾勝利君）**

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

**○議長（松尾勝利君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

7番議員の稲富雅和でございます。本格的な秋の訪れを前にして、市内各地では稲刈りも始まり、野菜の定植、ミカンの収穫、10月25日からは有明海のノリの種つけなども始まり、鹿島市の山の幸、海の幸、自然の豊かさを実感する季節となりました。

最近、国内でも毎年想定外と言われるようないろいろな災害に見舞われて、大きな被害と犠牲が発生しております。犠牲になられた方の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

私たちはこれらを教訓として、常に備えておかなければならないという思いもあり、そしてまた、台風25号も近づいてきて心配もいたしますが、豊かな鹿島市がこれからも続いていくことを願わずにはいられない、そういう思いがしております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回、私は大きなテーマとして、鹿島市における第1次産業の振興について、有害鳥獣対策について、諫早湾干拓問題について、大きな項目2番目としまして学校教育の当面する課題への対応について質問をいたします。

まず、有害鳥獣対策について、特にイノシシ被害の現状と対策について御質問いたします。イノシシ被害対策については、鹿島市もこれまで重点的な事業として取り組んでいただき、

さまざまな対策を行っていただきましたが、いまだにイノシシ被害は深刻なものがあります。北鹿島地区においても、ワイヤーメッシュの設置という事態になっていることがありましたので、あえて一般質問で取り上げさせていただきました。

そこで、まずイノシシ被害の現状をどう捉えておられるのか。そして、これまで取り組んでこられたイノシシ被害対策を振り返り、これまでの対策、実績や効果などをどのように検証し、総括しておられるのか、この2点についてまずお伺いいたします。

次に、2つ目の項目、諫早湾干拓問題と有明海再生についての質問をいたします。

これについては、先日、松田義太議員も質問をなされました。重複する部分もありますが、再度確認を含めて質問をいたします。

先日も松田議員の質問がありましたとおりに、国営諫早湾干拓事業をめぐっては、去る7月30日に福岡高裁において確定判決に基づく開門命令を無効とし、その判断理由は漁業権の消滅ということでありました。開門調査で漁業被害の原因を解明し、宝の海を再生してほしいという漁業者の皆さんの切実な願いが失望に変わり、長期化する法定闘争、8年間で同じ福岡高裁が違う判決を下した。現場の混乱を招いていると言わざるを得ません。本当に理解しにくい漁業権の消滅、簡単に言いますと、漁業行使権が消滅すれば開門請求権も消滅することになる。漁業法ではこうなっていると書いてありました。本当に難しい問題で、ますますわかりづらい。みんなの思いが離れているような判断だと思えます。

裁判の当事者ではありませんが、漁業者の思い、先日の土井産業部長の答弁もありましたけれども、漁業者の思いは有明海再生事業の継続、小まめな排水の確実な実施とマニュアル化、基金とは別枠で排水ポンプの増設、こういうことがぜひ実現してほしいという願いの項目であります。

そして、排水問題についてですけれども、長崎大干拓構想もわかります。高潮対策もわかります。災害対策だというのももちろんわかりますけれども、この冬場に対しては大雨も降らない、災害もさほどない状況でありますので、この冬場に関しては排水するときは、例えば、干潮から満ち込みのときに排水してほしいとか、南部・北部排水門をあける割合とかのルールづくりとか、冬場の開門についてはもっともっと気を使って排水をしていただきたいという要望は鹿島市漁協としても常日ごろ要望しているところであります。

そして、先日、市長答弁もありましたように、大臣が佐賀に来ていただいたときは、20市町の中でも鹿島市長だけはその場に行ってもらい、我々の要望も伝えてもらっていますし、東京での要望に関しても市長もしっかりとついていていただき、要望してもらっているところは感謝いたします。でも、こういった感じで裁判の結果が出た今、鹿島市の基本的な姿勢というのを改めて市長にお伺いしたいと思えます。

次に、学校教育の当面する課題への対応についてお伺いいたします。

まず、学校空調施設（エアコン）の整備についてお伺いします。

記録的な猛暑の夏もようやく過ぎましたが、気温40度近い夏は、今後は記録的ではなく当たり前とも言われております。先日の福井議員の質問、答弁で、9月には小学校教室にエアコンを間に合わせたいという答弁がありましたので、安心はしました。でも、確実に進めてもらうために教室へのエアコン整備については一問一答でお伺いするとしまして、学校へのエアコン整備は緊急を要する事業でありますので、一問一答でお願いしたいと思います。

そこで、総括的な質問になりますけれども、今回、避難所として学校の体育館などを避難場所として使われました。避難場所としては環境が非常に厳しかったとの市民の声があります。まず、体育館でのエアコン設置は必要だという思いも込めて、避難場所となれば総務部の答弁になるかもしれませんが、学校施設なので教育長の考えをお聞きしたいと思います。

この小学校、中学校の体育館については、県内では体育館の中にエアコンを設置してある場所はありませんけれども、避難場所ということで教育長の答弁をいただきたいと思います。

これで総括的な質問を終わります。残りの項目については、御答弁の内容を踏まえてから一問一答でお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

それでは、御質問のあった中で、諫早湾干拓についてお答えしたいと思います。ただ、先日、判決そのものについては、やや詳しく考え方を御説明しまして、時間を頂戴したんですが、今回はポイントをお答えして、今後どうするかという具体的なことは部長なり課長が答弁すると思います。

言えることは3点なんです。1つは、鹿島市は基本姿勢はもう従来と同じか、変わるのか、どうするんだという、まずその1点ですね。これはやはり我々は将来のことも考え、これまで長い時間かかったけれども、原因究明をしてほしいと、原因究明をやってほしいですよと、これがないと関係者は本当の意味で腹に落ちないということですから、開門調査は必要であると、これはずっと変わらないと思います。

2つ目が、現状、特に排水を中心として、日々いろんなことで干拓の状況が動いています。これは私どもがずっと要求していますように、どうせ排水をするんだったら、可能な限り影響を避けられるような形で排水をしてほしいと。そのときは我々と連携をとってくださいねと、この話はずっと続いております。これも引き続き要請を踏まえて対応してほしいと、これも同じことを我々は言い続けたいといけなと。

3つ目は、そうは言いながらも、一番大事なのは毎日毎日有明海で潮が満ちていき、引いていき、そこでいろんな方が操業をしておられると、それには海の状況は影響しているわけですから、その海の海況を改善するためのことは続けてほしいと、国がいろんな形で事業を

していただいていますし、我々も市の財政をそういう面からも肩入れをしています。その状況は続けられないといけない、この3点に尽きると思います。

ただ、昨日申し上げた中でもう一度だけお話をしておきますのは、物すごく長い時間かかっていると、1点目はですね。それから、関係者が多い。だから、なかなかまとまらない、佐賀、福岡、長崎、熊本。3つ目、裁判所もまたがっていて、法律上はやむを得ないところがありますけど、いろんな意見が出ている。4つ目が、確定判決が守られないという摩訶不思議な話がある。裁判長もいろんな努力をして和解案の提示をされました。和解案は唐突に提示するんじゃなくて、ある程度見きわめて提示されまして、おおむね我が国ではまとまっていくんですが、なかなかそれも了解が得られない。こういう特異な状況なものですから、すぐ劇的な展開はないかもしれないけど、ある意味で地道ですけれども、ずっと同じことを言い続けられないといけないと思いますし、私自身もいろんな機会、パイプを通じてそういう意見を可能な限り届けていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以下は具体的にどんなことをやっているのか、例えば、これからどんなことが考えられるのか、担当の部長なり課長がお答えをしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

それでは、イノシシ被害の現状についてまずお答えをいたします。

イノシシの生態については、議員よく御存じのとおり、雑食で米、大豆、果樹、野菜、芋類など、さまざまな農作物を食い荒らしている現状がございます。また、寿命が長くて10年と言われており、生後1年半で性成熟を迎え、繁殖期は12月から1月の2カ月間、妊娠期間は約4カ月で、出産が大体4月から5月にかけて年1回で、平均4頭から5頭を出産すると言われております。ウリボウが約4カ月でしま模様が消えるということで、収穫時期の秋には多くのイノシシが出没することになりますので、私どもとしましても今後も力を入れて対応していくということでございます。

そういった背景がございますが、農作物の被害ということでお尋ねでございますけれども、被害状況では、昨年度の年間被害額が450千円、これは鹿島藤津農業共済組合の被害状況ということで、大体水田でいえば3割以上の被害がないと上がってこないということがございますので、その内訳が水稻が被害面積163アール、被害量1,717キロ、被害額321千円、麦類が10アールで、被害量244キロ、被害額14千円、豆類、主に大豆で332アールで、被害量が532キロ、被害額が115千円となっております。

なお、28年度における被害額につきましては、鹿島市においては818千円ということでございまして、佐賀県内では野生鳥獣は168,000千円、そのうちイノシシ被害が105,000千円となっております。また、全国では28年度ですけれども、野生鳥獣による被害額172億円の

うちイノシシの被害額51億円ということになってございまして、ただ、実際は先ほどから申しておりますように、これだけの被害というわけではないと。被害額や被害面積などを算出することは非常に難しいと考えております。これも氷山の一角と認識しているところでございます。

続きまして、これまでのイノシシ被害対策の検証と総括というお尋ねでございます。

これまで捕獲、駆除対策、そしてすみ分け対策、侵入防止対策ということで、さまざまな対策を行っているところで。駆除対策におきましては、鹿島市猟友会の協力を得まして、平成26年度からは791頭、27年度992頭、28年度で942頭、29年度684頭で、今年度9月まで半年分ですけれども、346頭を捕獲していただいております。

また、侵入防止柵につきましては、電牧、あるいはワイヤーメッシュということで、平成26年度では125件、27年度77件、28年度56件、29年度は80件の申請をしていただきまして、補助金の交付をしているところでございます。

これまで先ほど申しましたように、イノシシ被害対策につきましては、3本の柱ということで行ってきておりまして、捕獲については猟友会の駆除委託、すみ分け対策につきましては緩衝帯の設置ということでやぶ地の解消、竹林の伐採等を行っていただいております。

また、侵入防止対策につきましては、国の侵入防止柵の設置補助や市単独で設けております防止柵、ワイヤーメッシュ、電牧の補助を行っております。こういったことで、これまで農業者や猟友会を初めとする関係機関の方々の御尽力のおかげで被害の拡大防止につながっているのではないかとこのふうな総括をいたしているところでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

江島教育長。

**○教育長（江島秀隆君）**

7月の大雨のときに避難所ということで学校のほうが開かれたわけなんですけれども、確かに避難所となっております体育館にはエアコンが入っておりません。まず、来年度に向けて普通教室のほうにとにかく早目にエアコンを入れたいということは考えておりますけれども、現在のところ、体育館にエアコンを入れるという計画はございません。

暑さ対策で体育館を避難所として開設する場合には、大型の扇風機等でまずは対応しなくてはいけないのかなというふうに考えているところであります。また、もし仮に避難が長期化するというようなケースがあった場合には、いわゆる普通教室、あるいは特別教室等の開放も考えなくちゃいけないのかなというふうには考えているところであります。

**○議長（松尾勝利君）**

7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

それでは、これからは一問一答でお願いいたします。

順番どおり行きたいと思えますけれども、市長から答弁を先にいただきましたので、諫早干拓について再度お願いして、次に進んでいきたいと思えますけれども、重要な点などは先日、松田議員のほうから引き出してもらい、そしてまた、しっかりとした答弁をいただきましたので、これからもぜひ最重要課題としてその位置づけのもとに取り組んでいただきたいと思えますし、今までも市長も漁民の皆さんの意見をしっかりと受けとめられながら対策もとってもらったり、そういったときにはアドバイスをしてもらったりしておりますので、この点も含めて本当に有明海は海況が変化していることもありますので、耳を傾けてやっていただきたいというお願いをして、この件については終わりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、順番どおりに質問をさせていただきます。

まず、イノシシ被害についてであります。

先ほど答弁がありましたとおりに、被害状況等々ありましたけれども、数字だけ見れば捕獲の数が減っているような気もしますけれども、最後のまとめとしては被害の拡大は防げているということで総括していただきましたけれども、まずこの捕獲が減っている原因がわかればお答えいただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

捕獲が減っている原因は、いろいろ考えられるところはあると思えます。例えば、気象条件、猛暑が続いたとか、そういったところで絶対数がどれだけふえているのかということとは現実的に推測しかないんですけれども、そういった気象条件があるのかなというところが一つ。

それから、猟友会の皆様方が本当によく山を回っていただきまして、大体が捕獲するのは箱わななんですけれども、その設置が市内各所設置されておりまして、そこでの捕獲が結構されておりまして、その絶対数の増減が減ってきたのではないかとということが捕獲の状況から見てとれるところでございまして、28年度までは大体1,000頭弱ぐらい捕獲をしていただいたんですけれども、29年度では約7割、800頭弱がとれておりまして、絶対数が減ってきたのか、捕獲の実数が減ってきたのか定かではありませんけれども、そういった自然環境によって絶対頭数が減ってきたのではないかとということと、猟友会の皆様方に頑張っているという状況で減ってきているのではないかとという推測をいたしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

これまでも本当に数多くの対策を市としてはしていただいております。その中で、少しの前の話になりますけれども、九州大学との連携で機材の開発、そしてまた、GPSをイノシシに埋めつけて、イノシシの生態を研究してみようかというところまでいったんですけれども、なかなか現実味を帯びることはなくなってしまったという現実もあります。ぜひともイノシシを駆除するという観点からすれば、再度、九州大学とかいろんな大学にかけ合って議論したり、そういった対策を練っていただきたいと思いますけれども、現状はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

江島産業支援課長。

**○産業支援課長（江島裕臣君）**

私のほうからお答えしたいと思います。

今、議員のほうからありました九州大学との共同研究でございますけれども、これは今から6年前になりますけど、平成24年に実施された経緯がございます。タイトルといたしましては、耕作放棄地解消及び効率的捕獲によるイノシシ被害軽減に関する研究と題されての研究でございます。研究の目的といたしましては大きく3点ございまして、農地におけるイノシシの利用度の低減、さらには被害の低減、それとイノシシと土地利用度の関係分析、この3つを目的として行われております。

調査方法といたしましては、赤外線センサーカメラを使用しました出没状況の調査、それと牛の放牧によりイノシシの出没度の調査、それと先ほど議員のほうからGPSの話がございましたけれども、結果的にGPSを取りつけた行動調査というのはされておられませんけれども、GIS、地理情報システムと申しますけれども、これを用いました空間的な被害状況の調査が行われております。このGISといいますのは、航空写真のデータをベースに土地の利用状況でありますとか土地の傾斜、標高、さまざまな土地データを重ね合わせまして空間的に分析するというものでございます。

まず、その研究の結果といたしましては、牛の放牧により効果といたしまして、放牧直後は出現しなくなりました。その一方で、イノシシが放牧されている環境になれてくると、また少しずつ出現してきたという結果でございまして、結論といたしましては、牛がいることでイノシシが出現しないというのではなく、この牛が耕作放棄地の草を食べたり、またイノシシの餌となるものを食べることでイノシシの餌や隠れ家がなくなるということで出現しなくなるという結論に至っております。

また、行動調査でございますけれども、これによりますと、耕作放棄地にイノシシがよく出没するわけなんですけれども、それだけではなく、これは鹿島市特有の山とか谷が多い地形、またその傾斜地を利用して広がりますミカン畑がイノシシの絶好の隠れ家になっているということも判明したところでございます。

大学側からの提言といたしましては、継続的な牛の放牧によります耕作放棄地の解消でありますとか小まめな間伐や下草刈り、また先ほどございましたけど、現在行っておりますワイヤーメッシュでありますとか電気柵の設置、これらの継続をしていくことが重要であるというふうに結論づけられたところでございます。

これに関しまして、新たに大学側と研究をする予定というのは現在のところございませんけれども、この提言をもとにこうした対策を継続しまして、人間とイノシシの生活圏の境界となる緩衝帯の形成、これに取り組むことが重要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7 番 稲富雅和議員。

○7 番（稲富雅和君）

よくわかりました。イノシシに対しては、こういった被害、駆除というのは本当に最重要課題であります。でもしかし、食肉としてもイノシシを加工して食べたりすれば本当においしいし、高たんぱく質、低脂質、そういったこともうたわれておまして、長寿の秘訣に関してはたんぱく質を多くとるといような秘訣もうたわれているところであります。駆除は駆除でももちろん必要でありますけれども、そういったことで処理をして食肉としてちゃんと販売ができる状態というのも非常に大事なことであります。これも多くの議員が今までも言われているところであります。

それに関連してでありますけれども、解体処理施設の整備についてでありますけれども、今までもしっかり答弁していただきましたけれども、この必要性をどのように認識されておるのか、いま一度お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

イノシシの処分のことについての必要性ということで、施設はともかく、処理の方法については幾つかあると思います。先ほど言われました施設であれば、焼却施設などの建設、あるいは処分場への搬入、あるいは解体処理、先ほど言われました加工施設への搬入をし、ジビエ活用していくという、食肉活用していくという方法、また、冷凍庫で一時保管し、処理業者へ引き取ってもらう、そういう委託をする方法、あるいはジビエカーと申しまして、これで一時処理をし、他市の処理加工施設へ搬入する、あるいは最近は小型保冷のジビエカーというのが軽トラック並みでできておるようでございますので、そういったものでそのまま処理加工施設へ搬入するというふうなことを現在検討しているところでございます。

なお、議員も御存じのとおり、今現在、イノシシの捕獲につきましては埋設をしていただいております。年間1,000頭に及ぶイノシシを山林とかに埋めていただいておりますので、

そういった猟友会の皆様方の労苦を考えると、そういった処理加工施設をつくってでも処分を行って、さらにジビエ化していくことも必要ではないかというふうなことで考えているところでございます。

なお、このことに関しましては、鹿島市、太良町、嬉野市で構成する、猟友会のほうも入っていただいております鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会において、その処分関係についての方策について、どのようにするのかということについて今後、方向性について検討していくということで確認をされているところでございます。

そういうことで、必要性に関しては十分理解はいたしますけれども、この施設をつくるとなると、またさまざまなクリアしなければならない課題があるというところで整理をしてくれているところでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

**○議長（松尾勝利君）**

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

午後からも一問一答をお願いしたいと思います。

午前中は解体処理施設の件でいろんな課題を残すというような答弁だったり、今、猟友会の皆さんの高齢化という問題もありますし、イノシシを駆除されて埋設もしなくちゃいけない、その苦労というのはやった方にしかわからないという苦労もあつたりします。そこに解体処理施設をつくり、食肉にしたり、あとの残滓の処分したりしながら、そういった工夫は必ず必要だと思います。それを解決すれば全てのイノシシの有害鳥獣の対策につながると思いますけれども、この解体処理施設というのは非常に課題があつたり、予算だつたり、いろんな問題がある中でありますけれども、その課題、ハードルを一つ一つクリアしなくちゃいけないというのも今後の非常に大きな課題であり、みんなが思うところであると思いますけれども、早急な対応、そしてすばらしいアイデアが出れば一番いいんですけども、今、多分計画というか、太良と嬉野と鹿島で議論されているということでもありますけれども、解体処理施設は市営なのか、委託されるものなのか、本当にできるものなのか、道筋がまだはっきりしない部分があると思いますけれども、その点の考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

解体処理施設を建設する場合の課題ということですが、実は議員も先ほどから言われているとおり、まだ広域の協議会ではこら辺の具体的な方向性というのがまだ決定をいたしておりませんので、今年度いっぱいには何とか課題解決に向けて協議を進めてまいりたい、方向性を見出していきたいというふうに考えているところでございます。

さて、建設する場合、そういった課題、こういった面が必要かということですが、まず事業主体がどこなのか、これは猟友会なのか、鹿島市なのか、広域協議会なのか、また建設する場所のことで、これが地元同意を含む場所の選定が前提となってまいります。また、先ほど議員も言われたとおり、資金関係ですね。こういったことを含めて計画書の概要書を作成し、さまざまな関係団体との協議を行いながら、計画を定める必要があると認識をいたしております。ただし、現在、加工するには、イノシシの幼獣が大体七、八割なんです。大きいものは130キロとか100キロを超えるものもおりますけれども、大体30キロ以上じゃないとなかなか加工は難しいのではないかと考えておまして、そういったところも含めて今後、運営がうまくいくのか、それが最大の課題であるというふうに考えているところでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

7 番 稲富雅和議員。

**○7 番（稲富雅和君）**

市当局もこの問題については、猟友会と問題意識は一緒だと思っておりますので、早急に対応していただきたいと思っております。この点については、しっかりと私もチェックしていきたいと思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

有害鳥獣について、その他の有害鳥獣ということで今回項目を上げさせてもらっております。カモ、アナグマ、アライグマ、鹿、こういった有害鳥獣もふえてきているということで報告を受けておりますけれども、猟友会の皆さんにこれはしっかり駆除をしてもらわなくちゃいけない、していただきたいという思いがあり、そのためには駆除をしていただくための意欲を上げるために一つの手段として報奨金というのがあると思います。先ほど申しあげましたカモ、アナグマ等々は非常に報奨金が低いことも一つの問題であると思っておりますけれども、この点、猟をしていただく意欲を上げるために報奨金アップというのが必要だと思っておりますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

報奨金のアップということでございますけれども、カモ対策におきましては、有明海のほうでノリの漁期に食害があり、あるいは羽が混入するのを防ぐために追い払いを実施していただいておりますけれども、今年度より鹿島市ノリ養殖カモ被害対策事業費補助金として6

月補正で可決をしていただきました1,000千円の措置をいたしております。秋芽網、あるいは冷凍網の合計26日間を3事業所でそれぞれ実施される予定になっているところでございます。

また、アライグマにつきましては、1頭当たり国から1千円、県から1千円が報奨金として鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会、そして猟友会を通じて支払われておりますけれども、それを財源としましてアナグマ、タヌキ、アライグマ、テンについては3千円、カラス、ドバト、サギ類、カモ類、カワウについては500円、ヒヨドリは300円が鹿島市の農作物保全対策事業として鹿島市からは年450千円、JAからも生産組合からもそれぞれ負担金を支出していただく、そういったところで組織をしております鹿島市農作物有害鳥獣駆除組合に交付をいたしておりますので、その中から先ほどの金額を支払っていただいているということでございます。

これを上げるということではございますけれども、確かに一つの報奨金は意欲を向上させるという面もありますけれども、何よりも猟友会の方たちは地域貢献ということも含めて頑張っていただいておりますので、私どももそれに甘えさせていたいただきたいと考えているところです。

**○議長（松尾勝利君）**

7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

今後とも密に猟友会の皆さんと議論を重ねて、駆除という面からに関しては最大限の努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

こういった解体処理施設ができないと、なかなかいろんな組織も浮かばれないという現状がある中で、鹿島市においてはジビエ料理研究会というものを発足されて、佐賀県でも珍しく、鹿島だけにあります。こういった努力もされているわけであります。このジビエ料理研究会は、ふだんの仕事をしながら、こういった感じで鹿島のことを考えて研究会をつくっていただいております。本当に感謝するところでありますけれども、この研究会をもっと生かすために、結論的に解体処理施設が必要ということになりますけれども、これは今までもジビエ料理研究会のことにしましては内容を披露していただく場がありましたけれども、再度この場でこのジビエ料理研究会、どれだけの活動をされているのか、御報告をお願いしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

江島産業支援課長。

**○産業支援課長（江島裕臣君）**

ジビエ料理研究会でございますけれども、改めて紹介をさせていただきます。

この会でございますけれども、これまで破棄されていた有害鳥獣を鹿島市の新たな資源と

捉え、有効活用しようという目的で平成27年8月に猟友会の方、また市内の料飲店組合の方、有志16名により発足したところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、発足しました平成27年度はさが段階チャレンジ交付金、地方創生関連の交付金にこの活動が採択を受けることができましたので、年5回の会議に加えまして、宮崎で開催されましたシンポジウムへの参加、福岡で開催されましたジビエ祭りへの出店、さらには市内7店舗において酒蔵ツーリズムとあわせた鹿島ジビエフェアを開催したところでございます。

また、28年度でございますけれども、年3回の会議に加えまして、和歌山で開催されました全国ジビエサミットへの参加、また福岡市内のジビエ料理店の視察なども行っております。

昨年29年度におきましては、年5回の会議に加えまして、イノシシの解体講習会、また鹿児島でのサミットへの参加、さらにことし2月でございましたけれども、相生通りにて開催されました鹿島にぎわいフェスティバルに出店しましてPR活動等を行ってきたところでございます。

なお、今年度に関しましては、7月に総会を開催いたしまして、ジビエ料理店の視察でありますとか処理加工施設の研修、また福岡で開催されますプロの料理人向けのセミナーへの参加、またさらに詳細な詰めはこれからではございますけれども、昨年度同様、相生通りで開催されますイベントへのPRブース、出店などを予定しているところでございます。本年度も料理研究とイベント出店等によるジビエ普及を活動の中心にしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

この鹿島市ジビエ料理研究会をしっかりと産業支援課のほうでサポートしていただきたいと思っておりますし、新しい新料理開発もできるものだと思っておりますので、私もしっかりお願いしたいと思いますし、そうなってくれば、やはり解体処理施設が必要という流れになってきますので、早急に結果を出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の項目に入りたいと思っております。

学校教育について、当面する課題への対応ということで、総括のほうで体育館のエアコン設置の件で教育長に答弁をいただきました。

確かに小学校、中学校の体育館にエアコンが入るといのは夢のような話ではありますけれども、でも実際、災害のときは本当にこうやって環境が整っていないというのも体験された市民もいらっしゃいますし、その中で教室を一部開放して対応するという答弁もありまし

たので、そこはしっかりお願いしていきたいと思います。

先日から議論になっております教室のエアコン設置の件です。大まかな全体的な概算の予算と設置の目標月数も言っていたので、それはそれで安心するところでもありますけれども、一つひっかかるところが、7月23日でしたっけ、政府のほうで菅官房長官が小学校、中学校のエアコン設置の財政補助を検討する考えを示したということで報道がなされました。非常に喜ばしいことであって、早急に財政補助をしていただきたいと思いましたが、でも全国小学校、中学校何千、何万とある学校にエアコンをどのタイミングというか、どこから財源をつけていただくものなのか、そこはまだまだ決まっていないという状況がありながら、本当にまだまだ問題点があって、今でさえまだしっかりとした中身が決まっていない状況であると思います。

そういった中で、鹿島市はいち早く実施設計の中に、平成30年度に設計して、31年度に設置をするということで実施設計に上げていただいております。実施設計に上げるためには、ちゃんとした市の中での計画、そしてまた、国から補助が来れば、それが一番いいことであって、補助が来ない場合は一般財源でしっかりと計画をこなしていただきたいと思いますが、例えの話で申しわけありませんけれども、仮に国から来る予算が、これはどうなるかわかりません、設置した後に来るかもしれませんし、計画のときに来るかもしれませんけれども、仮の話で申しわけありませんけれども、来なかった場合、一般財源でしっかりと9月に間に合わせる予定なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

仮の話なんですけれども、もし国から補助の採択がなかった場合の対応ですけれども、基本的に今のところ、全教室につけます概算4億円、国の補助金が見つからない場合は起債対象が可能で、一般単独という75%の可能性はありますけれども、全て交付税措置ございませんので、それを今の財政計画上、入り込めるのかという、市全体の話の中で、そういうのは財政当局とも議論しながら、それでもゴーサインを出せるものかどうかは今後の判断に任せたいと思っております。私としてはつけてやりたいんですけれども、4億円の金をぼんと出すのはちょっと厳しい状況でもありますので、そこら辺は検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

確かに金額が大きい、そしてまた、7つの小学校と分校の1つ、それはもう一気につけて

いただきたいし、計画どおりしていただきたい思いはありますけれども、政府の発言は7月23日、これは降って湧いたような話であって、市の計画は去年、実施設計の中でしっかり計画を立てられていると思いますので、金額どうのこうのよりしっかりとした体制で取り組んでいただくというのが筋だと思っておりますので、そこは重ねてお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、エアコン設置となれば、やはり電気代がかかるわけであって、東部中はもちろんありますけれども、西部中もエアコン設置にあつて、多いときは年間500千円、600千円ほど電気代が上がっていると聞いております。そしてまた、今、教室の環境基準がちょっと変わつて、設定温度を28度にしなさいじゃなくて、室内の温度を28度にしなさいというのが多分ガイドラインで見直されていると思つております。そうなれば、あの教室一帯を28度にするということは長時間回して、電気代も多分かかるだろうという考えでありますが、そこで、西部中に置きかえまして、1台当たり大まか12千円とか1万四、五千円が電気代として上がったと、仮に500千円、600千円とすればですね。そういった計算になると思つてはありますが、そういった場合、小学校全部に入れた場合、相当な電気代がかかると思つて、その点をどう考へて実施設計に上げられたのか、そしてまた、市の全体予算としてどう考へておられるのか、お聞きたいと思つております。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

議員言われるように、確かにエアコンを全校で回しますと相当の電気代がかかることは存じています。ただ、あくまで大前提は児童・生徒の安全・安心、健康面のことが大事ですので、もしその上がった分の電気代等につきましては、学校でほかに節約できる分がないかどうか、もしくは市全体でできることがないかどうか、やりくりしながらそこら辺はカバーしていきたいと思つております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

電気代は相当な金額だと思つてはありますが、もちろん学校で節約できるところは節約しなくちゃいけませんけれども、今の事業計画等々、そういったものを縮小しなくちゃいけない、そういった話、議論にはならないように、しっかりと鹿島市のほうで電気代の確保というのは議論していただきたいと思つてはおりますので、よろしくお願ひしたいし、必ず9月に設置できるようにお願ひして、エアコンの質問を終わりたいと思つてはおります。

次に、部活の環境施設と指導員の確保ということでありますけれども、まず環境整備です。

一番見てびっくりするところが、鹿島市西部中学校のテニスコートであります。久々、グラウンドに体育祭のときに行きました。テニスコートの横を通ったら、でこぼこがひどかったり、ラインが浮き出ているというか、地面と平行じゃないというか、数年前と変わらず、状況がひどくなっていたというのを体育祭のときに見まして、この対応に対してはいろんな場所で教育総務課のほうには言ってきたと思っておりますけれども、計画がまだ見えないところがありましたので、今回質問で取り上げているところでありますけれども、よく子供たちがあのテニスコートでプレーをしているな、運動しているなという思いがありますけれども、教育長にここはお聞きしたいと思っておりますけれども、この西部中のテニスコート、いち早く整備はできないものなのか、あのまいつまで子供たちにテニスをさせるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

西部中学校のテニスコートですけれども、確かに毎年行って、年々ひどくなっているなどというのは、私も把握をしております。

そこで、学校のほうからも要望があっておりますし、できるだけ早期に実施計画に計上して整備を行っていく予定でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

現状はよくわかっていただいていると思っておりますし、そういった中で、まだ計画が見えないので質問をしたいと思っておりますけれども、実施計画にまず乗せていただかなくちゃいけないと思っておりますけれども、今後、我々議員には12月か1月には実施計画をいただける中であって、その今度いただく実施計画の中には入るという確認でよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

実施計画につきましては、今、企画のほうに来年度3年間以降の計画を上げている途中ですので、まだヒアリング等全然終わっていませんので、その中で企画の面で採択がオーケーですよということであれば、お渡しする計画の中に項目に上がってこようかと思っております。ですから、今の段階で、うちは要望として上げておりますけれども、まだヒアリングを全く受けていない状態ですので、そこについては何とも言えない状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

単体のことで、テニスコートだけを取り上げておりますけれども、非常にこのテニスコートはでこぼこがひどくて、先ほど教育長も言われたとおりに、状況として悪い状況になっていると思います。ほかの小学校、中学校を見ても、こういった場所はないので、西部中のテニスコートだけを取り上げて言うておりますけれども、これはぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。今まで教育現場でしっかりと働いて、教育長をされる前は働いておられた教育長ですので、そこら辺はおわかりだと思いますので、お願いしておきたいと思っております。

続きまして、指導員の確保ということで質問項目を上げております。

小学校は社会体育、中学校は学校教育ということで分類はされておりますけれども、非常に両方とも週末の練習試合、大会、平日の毎日の練習等、子供たちは一生懸命頑張っておって、社会体育と学校教育と分かれているだけでありますけれども、非常に全国大会で優秀な成績を残す小学生がいたり、もちろん中学生もいるわけであって、でもその中に小学校ではすばらしい成績を上げて、でも中学校では指導者に恵まれず、なかなか練習も思うどおりにいかなかったという子ももちろんいます。そういった環境を整えるのも教育長をリーダーシップとした教育総務課にあると私は思っております。

そういった現状を踏まえて、実施設計には国、県の予算だったと思っておりますけれども、指導員の確保ということで、これはまだ決定はしていなかったと思っておりますけれども、予算確保、指導員の確保をしてあるということで報告を受けました。そういったことも含めて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

部活動の指導者についての御質問でありまして、お答えいたします。

確かに全ての部活動に堪能な指導者がつけるかといいますと、中学校の場合、非常に難しいところがございます。中学校で学習指導では教科指導が主になりまして、どうしても人事異動というのが教科を主体に動くということで、なかなか全ての部活動に堪能な先生方がつくことができないという状況にあります。ただ、それを補う形で文科省も今年度から部活動指導員制度というのを設定されまして、今年度、鹿島市のほうでは2名を指導者としてお願いしております。もちろん、これは両方の中学校に希望を聞いたり、あるいは指導していただく方がいらっしゃるかどうかということも踏まえて、今回2名を配置していただくんです。

けれども、来年度に向けて、これをできれば拡充していきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

国だったり県だったり、そういった事業、部活動の指導員を配置していただくという計画を持っていただいている中であって、鹿島市としては、教育長の考えとしては、今のところそういった、もちろん学力向上のための計画は必要でありますけれども、この部活動に対して国が行うようなプラン、そういったことは鹿島市としてはできないものなのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほど申しあげました部活動の指導員につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、国、県が絡んでおりまして、ある程度予算上も制約がございます。何でもかんでもというわけにはいきませんし、そしてまた、指導される方につきましても、いろんなお仕事を持っていらっしゃいまして、いわゆる総労働時間というのが制約にございまして、残りの何時間ぐらいからしか指導はできませんよという状況があります。ですから、そういった制約の中でできるだけ対応をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

高等学校みたいに先生を呼んだり、選手を呼んだり、そういったことはもちろんできないと思いますけれども、一つの計画ですよね。学力向上だったら教えが上手な先生に鹿島に来てもらう、例えば部活の教えが上手な人だったら小学校でも中学校でも鹿島に来ていただく、そういった一つの計画も必要だということも思いますし、それはもちろん子供たちのためでもありますので、そこは県にお願いしたりしながら、教育長がする仕事だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

先ほど教育長から答弁がありましたけれども、時間が決められているとかという規則ももちろんわかりますけれども、今、現状として部活の顧問、先生方は部活の顧問の指導とか、そういったことが過度な負担になっていないのか、確認をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

部活動の指導について御心配をさせていただいて、本当にありがとうございます。

確かにおっしゃいますように、部活全てではございませんけれども、やはりちょっと大変な時間かかわっていらっしゃるなという思いはございます。特に中体連の前あたりにはかなり集中して長い時間されるケースもございまして、余り無理しないでくださいよという呼びかけはしてはおります。今後、そういったことも含めて、外部指導者等についても検討しなくちゃいけないというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

無理かもしれませんが、ぜひ指導員の確保という観点から、学力向上もそうですけれども、部活の先生たちも確保というか、いい先生がいたらぜひ県のほうにお願いして、鹿島に来ていただくように努力はしていただきたいと思います。

そしたら、次の項目に入りたいと思います。災害などの緊急時の児童・生徒の避難、安全対策ということで項目を上げております。

これは対策と指揮命令系統の整理ということで質問をしていきたいと思いますが、大雨とかの場合は前もって今はわかります。今、台風が近づいておりますけれども、恐らく6日というのは、今回あのコースで行けば風、雨が降る、予測は立てられるわけであって、そのとき生徒・児童はどういう対応をすればいいのか、土曜日だからこうすればいい、平日だから学校を休むというやり方もあると思います。

きのうも松田議員のほうからありましたけれども、災害教育、防災教育は、ちょっと教育長の答弁は今から研究するというふうな最後の締めという言葉がありましたけれども、今までしてなかった、今から研究するということですが、そこはちょっと違うなという答弁を聞きながら思っ、もう少し危機感を持って対応してもらわないといけないと思いましたが、今の現状で災害があった場合、指揮命令系統がどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

学校における指揮命令系統でありますけれども、学校におきましては、想定される事件や事故の発生に対しまして教職員が円滑かつ的確な対応を図るために、市内全小・中学校におきまして危機管理マニュアルというのを作成いたしておきまして、職員で内容の周知を図っているところでございます。

危機管理マニュアルにおきましては、地震が発生した場合、火災が発生した場合、津波の発生など災害の種類に応じて対応を示しているところでございまして、その内容に基づいた

避難訓練を年に二、三回、うち1回ぐらいは不審者対策等も含めて対応しているところがございます。危機管理マニュアルにつきましては、毎年見直しを行っておりまして、修正、改善を行っているところがございます。

その中で指揮命令系統でございますけれども、災害の国の指揮命令系統につきましては、災害の種類や学校間で多少の違いはありますけれども、基本的な流れといたしましては、第1発見者が管理職、これは教頭、校長先生、副校長先生あたりですね、に通報しまして、事態の確認、緊急の対応策を決定いたしまして、校長の判断に基づいて対応を行うようになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

それでは、次に放課後児童クラブについてでありますけれども、放課後児童クラブの指揮命令系統ということで質問しますけれども、これは学校が休みのときもあっていますよね。先ほど学校の中の指揮命令系統の答弁をいただきましたけれども、放課後児童クラブの指揮命令系統はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

放課後児童クラブにおける災害時の指揮命令系統の整理はどのようになされているのかといった質問でございます。

災害につきましては、午前中、伊東議員から御質問があったように、大きく進行型災害と突発型災害とに分けられると思います。指揮命令系統につきましては、災害の種類によってその対応が異なってくると考えております。例えば、台風などのように災害発生前から避難の準備が可能な場合の対応につきましては、全てのクラブに対しまして福祉課から開所、閉所の判断を行い、連絡をしております。地震や火災などのように、現場で避難を判断しなければならないケースについては、支援員が放課後児童クラブ安全管理マニュアル等に基づき対応を行うことになっております。放課後児童クラブにおきましては、主任支援員を中心に避難訓練や必要に応じて消防署との連絡など、災害に対する任務を引き受けていただいているところがございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

**○7番（稲富雅和君）**

ありがとうございました。しっかりとわかりました。

こういった形で、先ほど総括でも言いましたように、日ごろの備えであったり、猛暑に関してもこれからずっと続いていくというのが予測されるわけでありますので、本当に日ごろの備えが必要であって、繰り返し言いますけれども、そういったものが大事、そういった中でやはり学校教育、先ほどは福祉課のほうに答弁いただきましたけれども、やはり教育長がリーダーシップをとって、いろんな防災教育なりなんなりしていかなないと、いざ起きたときに、幾ら小学生でも自分の身は自分で守るとというのが非常に大事であります。そういったことを日ごろ思いながら行動したり、災害があったときに行動しないと、大きなことになったりする可能性だってありますので、もちろん授業数の確保も大事だったりもしますけれども、防災教育というのも非常に大事でありますので、すぐに対応しなくちゃいけない事項だと改めて感じましたけれども、その点含めて教育長の答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

江島教育長。

**○教育長（江島秀隆君）**

防災教育に対する取り組みの構えということでお答えをいたします。

昨日の松田議員の質問の中でも触れましたけれども、やはり緊急時の対応ということについては、あらかじめ訓練が必要だというふうを考えておりまして、その必要性についてケース・バイ・ケースで子供たちにも考えさせなくちゃいけないなというふうに思っております。

先日御紹介いたしましたけれども、「わたしたちの鹿島市」という冊子の中にも取り入れておりまして、小学校の3年生、4年生で実際にあれを使って勉強をしております。ですから、その際にも災害について教えているわけなんですけれども、最近の状況を考えますと、やはりいつ何どきどういったことが起こるかかわからないという気持ちを持たせなくちゃいけないというふうに強く思っておるところであります。

今年度、実は全国の都市教育長協議会というのが岩手県の一関市でございました。その場でいろんなことを私自身も勉強させてもらいました。ちょうどその研修の後に特別の研修というのも組んでありまして、それがまさに災害教育に対する、防災教育に対する考え方、内容を教えてもらったわけなんです。その際にも釜石の奇跡ということで非常に有名になったところの取り組みも勉強させていただきました。ただ、あれについては奇跡とおっしゃいますけれども、実は奇跡じゃない、当然ああいうことはできた、事前からの訓練が功を奏したということもしっかり勉強させてもらいましたので、そういった点を各学校にも伝えて、子供たちにも伝えてもらいたいなという気持ちでおるところであります。

**○議長（松尾勝利君）**

以上で7番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。1時55分から再開します。

午後1時46分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、一般質問1日目の2番片渕清次郎議員の質問に対して執行部から答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

片渕議員の一般質問の中で備蓄品、アレルギー対応が備蓄できているかという質問がございました。これに対しまして、今のところ対応できていないということでお答えをしておりますけれども、調べましたら、アレルギー対応のアルファ化米100食を備蓄しておりますので、ここでお答えをして訂正をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

それでは、一般質問を続けます。

最後に、15号角田一美議員。

ここで申し上げます。角田一美議員の一般質問で、議場モニター映像の使用を許可します。

○15番（角田一美君）

皆さんこんにちは。15番議員の角田一美でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回の質問は大きく分けて4項目でありまして、1項目めに、審議会、委員会、協議会における女性の参画について。2項目めに、市有財産の今後の活用方針・方策について、これについては旧浅浦分校について、それから、大木庭浄水場予定地の鹿島実業高校野球場について、それから、3項目めに、横田堤について、これらの今後の活用方針・方策等についてお尋ねをいたします。3項目めに、佐賀国体開催に向けた競技会場及び周辺の整備状況についてお尋ねをします。4項目めに、中木庭ダム周辺の桜について質問をいたします。質問項目が多いために、簡潔、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、1項目めの審議会、委員会、協議会における女性の参画について質問をいたします。

まず最初に、男女共同参画社会実現のための鹿島市の取り組み状況についてでありますけれども、特に女性委員の割合の状況についてお尋ねをします。

鹿島市の住民構成等を見てもみますと、男女構成の構成を見てもみますと、8月1日現在、人口2万9,408人中、女性の方は1万5,555人で約53%、男性は1万3,853人で47%、約半数ですけれども、常に女性の方が多い状況にあります。

こういった中で、女性と男性、いわゆる「女性と男性ともに住みやすく、暮らしやすいま

ち鹿島」を目指すためには、あらゆる分野の方針決定に参画する機会を平等に確保する必要があります。国においては社会のあらゆる分野において2020年度までに指導的地位にある女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという目標を掲げており、県や各市町においても同様な取り組みが期待されているところでもあります。

平成27年8月に成立しました女性活躍推進法では、女性の登用目標の設定と行動計画の策定が義務づけられているところでもあります。鹿島市における男女共同参画の取り組みは平成16年3月に第1次のかしま男女参画プランを策定され、さらに、平成27年5月に第2次鹿島市男女共同参画基本計画と鹿島市DV対策基本計画が策定され、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において政策や方針決定などに参加できる機会が確保されるようにということで、鹿島市が設置する各種審議会、委員会、協議会における女性委員の割合を平成31年度までに30%以上を実現することを目標にされております。また、女性委員不在の審議会、委員会、協議会を平成31年度までにゼロ、解消することを目標に取り組まれているところと思います。

そこで、お伺いしますが、1つ目に、現在の審議会等における女性委員の登用状況はどのようになっているのか。当初目標、いわゆる全体で30%という目標を掲げてありますけれども、現在の達成状況はどのようになっているのか。この目標に達している審議会、委員会数は数にしてどのくらいあるのか。反対に達成していない委員会数の数はどのくらいあるのか、お願いします。それから、女性委員の登用がない、いわゆる実績ゼロという審議会、委員会数の数はどのくらいあるのか、まずお尋ねします。あとの項目については一問一答で再質問いたします。

次に、第2項目の市有財産の今後の活用方針・方策について質問いたします。

1つ目の旧浅浦分校についてでありますけれども、能古見小学校浅浦分校は平成30年4月から本校に統合されまして、平成30年3月をもって閉校されました。3月25日の閉校式には分校卒業生や元教職員や地区住民ら200人がお集まりいただきまして、思い出の学びやに別れを告げ、145年の歴史を閉じられたところでもあります。そのときに分校は地域の歴史そのもので、かけがえのない心のよりどころであったということで非常に残念がっておられました。

そういうことで、校舎は平成29年4月から通う児童がいなかったために平成29年4月から未利用のまま閉鎖されて、もう1年6カ月を過ぎようとしているわけですね。木造校舎であることから、一刻も早い利活用が望まれるところでもあります。この校舎の跡地活用については一昨日の福井議員の一般質問で取り上げられておりましたけれども、その答弁として、跡地利用の優先順位として、庁内での行政財産としての利用をと、まず、これを1番目にして、もし庁内で希望がなければ、次の段階として公共的公益団体との利活用を、そして、次に地元の皆さんがその利用をどうしたらいいかという意向があるかどうかを調査して、関係団体

と調整がつけば民間の方にも利用していただく段取りで進めたいという答弁でありました。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、現在のところ、優先順位1位の庁内での活用策として挙げられたのが、公職選挙の投票所、それから、2番目に古枝民俗資料館の保存資料の一部の保管倉庫に利用したい。選挙管理委員会なり教育委員会から2カ所の希望が上がっているということでした。また、分校を利用されていました地元の上浅浦、中浅浦、下浅浦、伏原、4区の区長さんとの意見交換会等で、校舎の建物が相当建築後経過していることから、目的に沿った利用をするには、ある程度の改修、あるいはその後いろいろな維持管理が相当見込まれるということで、地元4区としては現在のところ活用はないということでありましたけれども、一方では、市民の皆さん、あるいはいろいろな方から聞く声として、やはりこういった七浦あたりで農家民泊とか、そういった取り組んでおられる、そういった農業体験とか農家民泊の関連施設として利用できたらなとか、あるいは鹿島市には、いわゆる宿泊施設が少なく、これ以上スポーツ合宿、強化合宿等ができないと、そういったことで蟻尾山運動公園に近く、また、大木庭の野球場、運動場が近いことから、スポーツ合宿等に利用できないかとか、そういった意見もお聞きします。このほかにもいろいろな御意見があらうかと思っておりますけれども、こういった同様な意見が鹿島市のほうにあっているのかどうかですね。今後の展開として地元4区以外にこのような声、民間も含めてどのように対応される予定なのか、その考えを再度お伺いいたします。

それから、2つ目の鹿島実業高校野球場についてであります。大木庭の浄水場建設予定地の一部を鹿島実業高校の野球部グラウンドとして活用していただいておりますが、高校再編により鹿島高校と統合になり、野球場としては不必要ということで、来年3月をもって鹿島市に返還されると聞いております。返還後の用地の活用について、今後どのように活用していかれるのか、今後の活用方針・方策等についてお尋ねいたしますけれども、まず、水道事業の第六次拡張計画で取得した大木庭浄水場予定地の一部を鹿島実業高校野球部グラウンドとして行政財産の目的外の使用をさせていただいておりますけれども、そこら辺の経過について、まずお尋ねをします。その後、一問一答で質問をいたしたいと思っております。

次に、横田堤についてであります。横田堤については今後の活用方針を質問します。

鹿島小学校運動場と横田公民館、あるいは県道山浦～肥前鹿島停車場線で囲まれた横田堤は、下流には水田が昔から比べると非常に少なくなっております。揚水量が減少して、堤そのものが漏水をいたしてございまして、ヘドロの堆積、雑草の繁茂等で防火用水としての機能もなくなっているという、そういった衛生、あるいは防犯管理上の問題から、地元高津原区の高八会や横田区等から何度となく何とかしてほしいという要望が出てきております。また、議会でも地元福井議員から何度となく一般質問で議論されてきましたけれども、埋め立てとなると費用が高額になること、それから、利用目的がはっきりしないことを理由に、真剣に取り組まれてこなかったわけです。

しかしながら、現在、県の杵藤土木事務所で広瀬橋から鹿島小学校間の歩道設置及び拡張計画が進められております。平成28年度に概略設計が完了し、29年度に地元設計、それから、今年度に詳細設計がなされ、来年度からいよいよ用地賠償、家屋交渉に入って、用地買収が終了次第、工事が着工される予定になっております。

横田堤のある区間については、現在の道路から約3メートルから8メートル横田堤のほうに入り込んだ形で歩道がつくられる形になりますけれども、延長にして100メートルぐらいですね、相当横田堤が潰れるようになります。鹿島市の対応次第では、この歩道整備計画はおくれることとなります。スピード感を持って対処する必要がありますけれども、埋め立て活用等、今後の方針は決まったのかどうか、現在の検討状況についてお尋ねをいたします。

次に大きな3項目めに、佐賀国体開催に向けた競技場及び周辺の整備についてでありますけれども、まず、今後の整備計画についてお尋ねします。

5年後の平成35年、2023年に佐賀県開催が予定しております第78回国民体育大会と第23回全国障害者スポーツ大会の競技種目の軟式野球成年男子が鹿島市民球場で、アーチェリー全種目が鹿島陸上競技場で開催予定施設として内定を受けております。

国民体育大会は開催県にとって47年に1度開催される大きな大会でありまして、日本スポーツ界最大の祭典であり、都道府県の総合順位をつく唯一の大会でもあります。その総合成績、天皇杯順位は、各都道府県の競技種目の普及強化やレベルの総合的なスポーツの競技水準の指標となります。地元佐賀県チームの活躍を通して、県民に夢と感動、そして、自信と郷土愛を育み、開催後、生涯スポーツを含めた市民スポーツ振興の基盤づくりとつながっていく大会にしなければならないわけです。

軟式野球及びアーチェリー競技を鹿島市で受け入れ開催するためには、競技会場、練習会場及び駐車場等の確保が必要でありますけれども、こういった競技会場の施設整備並びに周辺整備について、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

関連として、市道大殿分～伏原線については一問一答の中で質問させていただきます。

最後に、中木庭ダム周辺の桜について質問いたします。

中木庭ダムの完成後、ダム湖の周辺の国道444号線沿い、それから、市道本城～中木庭線沿いに、あるいは丸木庭広場周辺に市の花であります桜を相当数の植樹がなされております。桜の名所として期待されておりますけれども、植栽後10年以上経過してもその姿が見られないと、そういった声が聞こえます。

隣の嬉野市吉田地区にあります横竹ダム湖畔や武雄市にあります庭木ダム湖畔の桜は見事なもので、県内外の観光客で非常に人気であります。鹿島市民の方もわざわざ嬉野、武雄市に行かれているんですけども、どうしてこの中木庭ダムの植樹された桜はそう写らないのか。市民からは花が咲かない桜、見応えのない桜については意味がないということで、そうであれば、一年でも早く伐採して植えかえたほうがいいんじゃないかという声もあります。

それが事実なのかどうかですね。桜の花が開花時期に見ごろにならない状況、そういった状況を鹿島市として把握されているのかどうか、その状況についてお尋ねをしたい。そして、できたら、来春の桜の時期に調査して対応できないかどうか、まずお尋ねしまして、1回目の質問を終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

執行部の答弁を求めます。江口人権・同和対策課長。

**○人権・同和対策課長（江口清一君）**

女性委員の割合の状況についてお答えいたします。

鹿島市では平成27年5月に第2次鹿島市男女共同参画基本計画を策定いたしております。この基本計画を策定するに当たり、男女共同参画の指標として審議会等の女性委員の割合の目標を設定するために、平成26年4月1日現在での女性委員の割合を基準としております。平成26年4月1日現在で鹿島市が法律、条例に基づき設置する審議会、委員会、協議会等の数は26、うち女性委員が在籍する審議会等は19、委員総数、延べ人数ですが、396人、うち女性の委員延べ人数が60人、女性委員が占める割合は15.2%となっております。

なお、この26の審議会のうち、中には杵藤地区広域市町村圏組合が設置して鹿島市内に事務所が所在する介護認定審査会、障害程度区分認定審査会等も含めて審議会委員数を算定しております。

鹿島市単独で設置している審議会等に限定して算定をした場合は、審議会等の数が23、うち女性委員が在籍する審議会が17、委員総数延べ243人、うち女性委員数延べ39人、女性委員が占める割合は16%となっております。

平成30年9月1日現在において計画策定時と同じ内容で、法律、条例に基づいて設置されている審議会の女性の割合につきましては、介護認定審査会等の広域で設置されており、鹿島市に事務局を置く審議会等を含めまして、法律、条例に基づき設置する審議会、委員会、協議会等が27、女性委員が在籍する審議会等が22、委員総数延べ人数392人、うち女性委員延べ人数83人、女性委員が占める割合は21.2%となっており、平成26年度と比較しまして6ポイントの上昇となっております。

鹿島市単独で設置している審議会等に限定して算定した場合は、審議会等の数が24、うち女性委員が在籍する審議会等が19、委員総数延べ240人、うち女性委員延べ58人、女性の占める割合は24.2%となっており、平成26年度と比較して8ポイント上昇をいたしております。

なお、ことし6月、新聞で報道された審議会等の女性の登用率が鹿島市は平成30年4月1日現在で18.5%と報道されております。これは佐賀県の調査に報告した数値でありまして、このときの報告の対象は、法律、市条例に加え、市の規則、市の要綱等に基づき鹿島市が単独で設置している委員会等を含めております。したがって、対象となる審議会が多くなっております。平成30年4月1日現在、審議会等の数は34、うち女性のいる審議会等は27、

委員総数は延べ439人、うち女性委員の数が延べ81人、女性の占める割合は18.5%となっております。平成30年9月1日現在で審議会等の数は34、うち女性委員のいる審議会等は29、委員総数延べ420人、うち女性委員の数92人、女性の占める割合は21.9%となっております。

続きまして、30%に達している審議会等の数でございますが、ただいま申し上げました法律、市条例、市の規則、要綱等に基づき設置されている鹿島市単独で設置した委員会ということでお答えいたします。

34の審議会等のうち11審議会等でございます。30%に達していない審議会等の数は34審議会等のうち13審議会等です。女性委員の登用がない審議会等の数は34審議会等のうち5審議会等となっております。

#### ○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

#### ○企画財政課参事（川原逸生君）

私のほうからは、市有財産の今後の活用方針及び方策について、旧浅浦分校及び横田堤について申し上げます。

まず、旧浅浦分校につきまして基本的な考え、そして、お尋ねの市への問い合わせはあっているかどうか、そして、2点目の民間へ広げる考えはについて申し上げたいというふうに思います。

旧浅浦分校の校舎、または敷地等については、地域の住民の皆様方にとって非常に思い出、また、思い入れのあるところでございます。また、秋祭り、伝承芸能等の場、そして、地域コミュニティーの場として、まさに地域の歴史、議員おっしゃいましたように、かけがえのない心のよりどころであったというふうに認識をいたしております。

この分校としての幕は閉じたものの、今後どのようにこの財産を生かし、活用していくかということについては、議員おっしゃいましたように、活用の優先順位、ステップとして主に3つを掲げたところであります。まず、行政で利活用できないか、そして、地元、または公益的団体、そして、民間というふうなことで現在検討いたしております、行政内部、庁内での集約を終えたところでございます。

これにつきましては昨年の12月議会でも申し上げたとおり、現状での活用、これを念頭に置いたものでございまして、今後、次なるステップへというふうなところで現在考えているところでございます。

お尋ねの市への問い合わせ等がというところでございますが、現在のところ社会福祉施設、グループホームの問い合わせがあっている状況でございます。

次に、民間へ広げる考えはということでございます。1日の福井議員の中でもございました南島原食堂、そして、近隣で申し上げますと、吉田小学校旧春日分校で食堂をされております。非常に県内はもとより、県外からもいらっしゃっている状況を情報収集等してみます

と、例えば、100年以上の歴史と地域の方々の思いが詰まったこの場所を残したい、あるいはこの食堂を拠点に人々が集い、支え合い、助け合う地域づくりを目指したいというふうな思いを持たれている人、そして、地域の協力、理解、また、フェイスブック、ブログ等での積極的な情報発信等で非常にお客さんがいらっしゃっている状況がございます。

このような中、次なるステップとして民間、もしくは公益的団体に広げる考えがございます。目的は、やはりこの地域の方々にとって思い出の残る施設の効果的な活用でございます。これを考えますと、春日分校、そして、南島原がそうでございますように、キーポイントは人であるというふうに考えております。誰がどのようにこの旧浅浦分校を活用するかということ、そのためには3つあるかというふうに思います。活用される方の思い、そして、継続的な取り組み、そして、地元の方々の理解が必要であるというふうに考えております。効果的活用のために、本件に関する情報、もしくは活用アイデアなどにつきまして、必要に応じ発信をし、またはお話を伺っていきたくと考えておりますし、地元の方々とも十分情報共有をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。それが地域活力、あるいは地域活性化につながればというふうに考えているところでございます。

次に、横田堤についてでございます。お尋ねは今後の活用方針についてということでございます。

横田堤につきましては、議員おっしゃいましたように、かんがい面積の減、または管理上の問題等から、昭和51年4月に横田区から鹿島市のほうに管理移譲をなされて現在まで至っているところでございます。

今までの検討の中で、議員もおっしゃいましたところでございますが、やはり土壤改良をしたり、埋め立てたりしますと、多額の経費がかかります。この多額の一般財源がかかるということから、やはり検討については慎重な検討、または実施方法、費用対効果、将来的な土地利用計画等を見据え、見きわめることが必要でありまして、引き続きの検討事項としていたものでございます。

したがって、随時検討、研究を重ねてきているわけございまして、真剣に取り組んでこなかったというわけではございませんので、そこら辺は御理解をいただきたいと思っております。また、環境保全につきましても清掃、またはごみ等の除去等は随時行ってきたところでございます。

県の事業で拡張が予定をされてございます。当然、県と連携、情報共有をしながら取り組んでまいりますし、先般、県の土木事務所担当者と都市建設課と協議の場を持ちまして、水路新設等、堤の整備時期に合わせ工事することは可能との県等の回答をいただいておりますので、今後、県と連携、情報共有をしながら、適時適切に進めていきたいというふうに考えております。

このような中、今後の検討、あるいは現在の状況についてということでございますので、

3つの視点で庁内横断的な検討チームをつくりまして検討を重ねてまいりました。3つの視点と申しますのは、まず1つ目、行財政改革プランです。未利用の市有財産については売却等利活用の道を探ることということでございます。2点目に、地元の要望ですね、おっしゃった高八会、各区長さんのほうから要望等がなされております。3点目に、整備経費と費用対効果であります。この3つの視点から検討を重ねてまいりまして、一定の方向性を庁内決定いたしましたところであります。この方向性につきましては、条件つきで売却を行うという方向性を出しております。この条件と申しますのは、そのままの状態での現状渡しによる売却、そして、この整備については定住促進等に寄与する土地の活用等を条件として売却というふうな考えでございます。

私のほうからは以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

広瀬水道課長。

**○水道課長（広瀬義樹君）**

私のほうからは、大木庭浄水場予定地の鹿島実業高等学校野球部グラウンドとしての行政財産目的外使用の経過について御説明いたします。

現在、大木庭浄水場予定地の一部1万562平方メートルにつきましては、平成20年度より鹿島市水道事業用行政財産の目的外使用の規定に基づき、佐賀県立鹿島実業高等学校野球部グラウンドとして使用いただいております。野球部はそれ以前の平成19年度まで谷田工場団地の一部をグラウンドとして使用されておりましたが、このグラウンド部分への企業誘致が決定したことに伴い、本来の目的である工業団地として機能することになりました。

平成19年度末をもって野球部グラウンドとしての使用を終えることになりまして、このため、新たな野球部グラウンドの確保が急務となり、鹿島実業高等学校、佐賀県、鹿島市の三者により、野球部グラウンド代替地の選定を進め、最終的に大木庭浄水場予定地を代替地と決定し、平成20年度から鹿島実業高等学校野球部グラウンドとして水道事業用行政財産の目的外使用が始まっております。

ところが、昨年秋、学校側から学校再編を機会として平成30年度末をもってグラウンドの使用を終了したいとの申し出がございました。急なことではございましたが、このことを受け、水道課といたしましては地元や庁内関係部署へ学校側からの申し出内容の説明を行い、学校側へ了承する旨を伝えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

私のほうからは、佐賀国体開催に向けて競技会場等の施設整備についての考え方というこ

とでお答えをいたします。せっかくの機会ですので、佐賀国体の開催の概要も含めて御説明をさせていただきます。

平成35年、2023年、5年後になります。これは今現在、国体という名称ですが、この佐賀の大会から国民スポーツ大会ということで名称が変更になることが決定をされております。それから、第23回の全国障害者スポーツ大会が開催されることになっております。

まず、国体の開催の概要ですけれども、開催期間が9月中旬から10月中旬の期間の中で11日間以内となっております。競技数が正式競技が今のところ38競技、それから、特別競技として高校野球、硬式、軟式ですね、これが予定をされております。あと公開競技ということで、綱引きとかグラウンドゴルフのような競技が数競技、それから、レクリエーション的な体験型のデモンストレーションスポーツというふうなものが開催されます。参加者数、選手、監督総数で約2万2,000人程度を想定されております。

それから、障害者の大会である全国障害者スポーツ大会につきましては、国体の開催の後10月下旬、3日間程度開催される予定です。競技数が正式競技が13競技、それから、オープン競技が数競技ということで、参加者数は選手、監督総数で5,500人程度を想定されております。

佐賀県においては平成27年にその開催に向けての準備委員会というのを設立して、いろいろな準備調整を進めてきているところがございます。その中で競技種目の競技会場の場所の決定ということで、今現在、鹿島市のほうでは国民スポーツ大会、国体のほうで軟式野球の成年男子、それから、アーチェリーが内定を出されております。それから、全国障害者スポーツ大会につきましてはアーチェリーの会場ということで内定を受けております。国体のほうの軟式野球につきましては、鹿島だけではなくて、ほかの会場も数会場同時開催ということになっております。

それから、それぞれの競技の概要につきましては、まず、国体のアーチェリーにつきましては、種別が成年男子・女子、少年男子・女子ということで、監督含めまして総数が280名ぐらいになると思います。これは全種目鹿島の陸上競技場のほうで開催されます。

同じく国体の軟式野球につきましては、成年男子ということで総数で512名の参加ということになります。会場のほうは今現在5カ所ないし6カ所ということでまだ全部決定しておりませんので、1会場につき1日、二、三試合程度ということで想定をされております。

それから、障害者スポーツ大会につきましては、アーチェリーの個人競技ということでありまして60名程度の参加ということになります。

こういった中での施設の整備になりますけれども、まず、競技会場の施設整備については佐賀県の準備委員会で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備基本方針というものを定めてありまして、その中で競技施設は可能な限り県内の既存施設を活用する。それ

から、競技施設の整備は県の施設は県が、市町の施設は市町が行うこととするということを決めてあります。

それから、各競技の施設整備に当たっては、実施競技の中央競技団体が行う会場地の視察により、施設整備の指導、助言等を参考にして行うことということになっております。今現在、アーチェリーの中央競技団体のほう、全日本アーチェリー連盟の視察が昨年11月に鹿島の陸上競技場のほうで行われております。それで、県の担当者、県のアーチェリー協会、それから、私たちが一緒に施設視察の対応をしたわけですが、その中で全日本アーチェリー連盟の理事のほうの評価結果としては、陸上競技場はアーチェリーの競技会場として十分大丈夫であるというふうな評価を得ております。基本的な施設の改修、対応等は必要ないということですが、大会開催時には、飛び出しとかそういったものを防ぐ防矢ネット、それから、競技運営上のいろいろな設備等の仮設での設置が必要になるということであっております。

あと、練習会場につきましてはサブグラウンドのほうを対応できるということで評価していただいております。

軟式野球につきましては、中央競技団体の視察というのが、まだ全ての会場が決定しておりませんので、正式になされておられませんので、今まだそれはあっておりません。

これを受けまして、今後のところの施設整備になりますけれども、国体、全国障害者スポーツ大会の会場施設整備に係る県の補助ということで県のほうでは制度をつくってあります。その中でそれぞれ市町の競技会場の整備を行うのに当たって、一般的な競技については2分の1の補助、それから、特殊競技につきましては10割の補助ということで、それぞれ設定をして補助をしていくということになります。これにつきましてはいろいろな条件がありまして、競技上どうしても必要なものとか安全性が求められるものについてはということでありまして、鹿島の場合でいきますと、昨年度、球場のほうの内野のほうの段差解消を行ったものが対象となっております。それから、アーチェリーのほうにつきましては防矢ネットのほうが特殊競技ということで10割補助ということで該当するということで考えております。

いずれにしても、関係者、競技団体等と今後いろいろ調整をしながら、施設整備については今後当たっていきたいということと考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

私のほうからは、4項目の中木庭ダム周辺の桜ということで2点御質問ございました。1つ目が現状把握の状況ということと、もう一つは来年の春に調査の考えはということでお答えしたいと思います。

まず、中木庭ダム周辺に植樹されている桜につきましては、国道444号線の対岸側、つまり、ダムの左岸側でございますけれども、ここに位置する市道本城～中木庭線沿いに植樹されている桜は、毎年、私のほうが現地を通行しておりますけれども、その際にはほぼきれいに咲いているのではないかというふうに記憶をしております。

一方で、444号線沿いの桜、これにつきましては、議員おっしゃるように、国道を通行する際にははっきりと目立つようには咲いていないのではないかという感じは思っておりました。周囲の人たちに聞いても同様の感じではございました。

桜が咲かない原因、これにつきましては、土や日当たりが悪いのか、あるいは肥料が必要なのか、桜がダム周辺に合わないのか、これらなど桜が咲いていない現時点の季節では非常に判断が難しいところでございます。また、植樹後10年以上が経過して、桜の木も四、五メートルに成長はしておりますが、現地で確認した限りでは病気が入ったり樹勢が衰えたりしている感じではないために、咲かない原因を調査してみなければならないとは考えております。

桜の状況を把握する対策といたしましては、議員おっしゃられるように、あと半年先の春になりますけれども、桜の咲き方がどうなのか、都市建設課、担当課のほうで現地確認を行いまして、全ての桜が咲かないのか、あるいは一部が咲かないのか、まずは桜が咲く時期に調査する必要があると思います。

あわせて、もし咲いていない場合は専門家の判断を仰ぎたいと思いますので、その際には樹木医による樹勢調査を実施して、咲いていない桜の木に対する対策も検討しなければならないというふうに判断しております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

明快な御回答ありがとうございました。

それではあと、聞きそびれた点あたりを中心に2回目の質問をさせていただきます。

男女参画社会づくりで、全体的な女性の登用率は先ほど21.2%、いわゆる計画時から比べて9月現在で21.2%という答弁がありました。これについては今年4月1日現在で県内20市町の状況をどうかということで新聞公表を6月ぐらいいあっておりました。それを見ますと、県下平均では大体27.1%ぐらいいましたが、トップは佐賀市の42.3%ですね。それから、目標を超えているのは8市1町、いわゆる9市町ですね。

そこで、ちょっと残念だったのは4月1日現在で当鹿島市は18.5%で県下最下位というふうな感じで鹿島の取り組みが非常にまずいような感じで新聞に載っておりました。非常に第1次計画から14年間ずっと取り組んでおられましたけれども、2次計画の最終年度、来年度

なんですけれども、目標達成というのは今の状況からすると非常に厳しい状況ですけれども、これまでどうして2割も達成しないような状況、いわゆる取りまとめ課の対策が、各課に対する促進策というか、そういったものが本当になされていたのかどうかと疑いたくなりますけれども、これまでいわゆる目標に対して、達成状況を各課に毎年どういった照会をされていたか、ちょっとそれをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

江口人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（江口清一君）

先ほど鹿島市が県下で18.5%で一番低かったということにつきましては、大変心苦しく思っているところでございます。

議員おっしゃるとおり、各担当部署への働きかけが十分であったということではないというふうに思っております、ことし庁内の会議におきまして、改めまして第2次鹿島市男女共同参画基本計画で設定した30%の目標について確認を行い、目標達成のための対応を確認いたしましたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

調査として、各審議会ごとの当初計画と現在の結果の一覧表をいただきました。それを見てもみますと、中には5割を超えているところもありますけれども、全体的に非常にばらつきがありまして、目標に達しているのは11ぐらいしかないわけですね。むしろ計画から下がっている委員会も5委員会ほどありました。だから、本当にしんから各課が真剣にその目標に向かって頑張っておられるとは非常に疑いたくなるわけですが、このことについては女性活躍推進法が平成27年に制定されたときに、松本議員から女性活躍づくりについて質問があってございましたけど、そのときに市長はこういうふうに答えていらっしゃるんですね。ちょうどそのときに計画づくりをされておきまして、「鹿島市の審議会、いろんな委員会、協議会等で女性委員の割合を拡大しようということを取り組んでおります。しかもこれは、若干胸を張って言えば、31年度までに30%以上を実現するよう努めるよう指標まで明らかにして、現に対応しております」という形で、胸を張って市長答弁されておりましたけれども、現実的に、残すところあと1年になって、これまで取り組んできて、成果としてこういう状況をどういうふうに現状を鹿島市長は感じられているのか、市長の感想をお尋ねしたい。また、今後の取り組み、方針についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

現状はお話ししましたとおりなんですよね。ただ、弁解じゃないんですけども、現状をお話ししますと、審議会、あるいは協議会、委員の任命も全く同じような状況じゃございませんで、大きく分けて3種類ぐらいあるんですよ。団体の皆さんにどなたか御推薦くださいと言って選ばれてくる人に、それはいかんと、これは一種の人事でございますから、拒否権というのはなかなか難しい。もう一つは、法定上、こういうグループから選びなさいとか、例えば、この人を充てなさいと書いてあるのがあるんですよ。そうすると、その人はもう拒絶できない。いわば、一番執行部として裁量がききますのは、公募の委員なんです。これも公募した場合に誰も女の人が来んされんかったらどうしようもない、こうなりますね。

そういう制約の中で、少しずつですけども進んできていると。これはさっき課長が答弁をいたしておりましたけれども、できるだけ女性を推薦してください、女性の人から選びましょうよというのでここまで来ているということでございます。

あと、かつての経験で言いますと、実は男女共同参画社会基本法という法律は、私が役人をしているときにその一部を自分で文章を書いた法律なものですから、ある意味で思いもあるんですけども、最初は取っかかりは佐賀県は非常によかったんですよ。何がよかったかといいますと、農協の役員さんとか、農業委員さんには積極的に登用してもらった。しかし、一定割合まで行ったら、ばたつととまるんですよ。これはやっぱりいろんな条件があると思います。その中の一つが、さっき言ったような条件ではなかったかと思います。

したがって、このままだ単に女性をふやせばいいじゃないかという、やり方を間違えると、女性なら誰でもいいみたいな話になって、数だけ合わせればいいといったら、これは逆差別になりますからね、ある程度、審議会なり委員会はそれなりの立場の人、それなりの——条件を書いてありまして、学識がどうたらこうたらとか、経験がどうたらこうたらと条件がありますから、女の人ならいいですよというわけにいかない部分もあります。難しいところなんですけれども。

したがって、本当に男性でも女性でもいいと、そういうグループと、女性じゃないといけないとか、女性のほうがずっといいですよというグループと、少し見きわめをつけて我々としてはどなたにお願いをするかというふうにしなないといけないんじゃないかと思えます。

それから、全体のこういう計算をするときに、どうしようもなく女性であることに着目して選択をできない委員でございますね。入れて計算することがいいかどうかということは、もう一回見直さないといけないと思います。これはなぜそういう思いに至ったかといいますと、さっきいみじくも議員がおっしゃっている委員の数、母数が各市町ばらばらなんです。鹿島市はやたらと多いというのはお気づきでしょう。だから、同じ土俵で同じパーセントではじいているかどうかということも、もう一回見直してみようと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、少なくとも女性の意見を反映する、これは大変必要なことだし、重要なことだと思っています。だから今、庁を挙げて、例えば、任命のときに来るたびに女の人の数は大丈夫かということを厳しくチェックをするというふうにこのところ、特にことしに入ってから、あと2年ぐらしかありませんから厳しく対応しているという実態がございますから、そのところは御承知をしていただければと思っております。

なお、余計なことですけれども、市が人事権を全く持っておりませんといいますが、選挙の関係なんかだったら、これは当然女性の割合が制約きかないのは当たり前ですから、我々我々のコントロールがきく部分で精いっぱい努力をしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

角田一美議員。

○15番（角田一美君）

いろんな先進的な佐賀市とかよそを見てみますと、やはり各審議会の団体の就任状況を公表して、全て更正して、そして、任期が来る3カ月前ぐらいから各課にまた女性の活用についてお願いをしてやっている。そして、各審議会見て、同じ団体のトップで同じ顔ぶれが非常に多くなっていますので、そういった団体の長という役職にとらわれず、女性の中から適任者を推薦するように団体に任期切れのときに早目をお願いする、任期が切れてから推薦してくださいということであるのが役職、同じ顔ぶれで、どの委員会も同じメンバーというような感じを受けますので、そこら辺は審議会の見識の必要な方、そして、機能を失われない範囲内でぜひ積極的な女性の登用をお願いして、次の質問に参りたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

次の財産活用についてですけれども、浅浦分校については明快な回答をいただきました。社会福祉法人とかNPO、そういったところからも照会があっているし、いろんな地元の意見を聞きながら地元の振興につながるような形で広げて対応していきたいということで、それはぜひともお願いしたいと思います。

浅浦分校の運動場の半分以上、3分の2ぐらいが神社の敷地でありまして、その隣は公民館ということで、非常に分校と地域の交流のコミュニティーの場でありましたので、ちょうど倉庫のところ境界線になっておりますので、非常にすばらしいところですので、木造ですので、閉め切ったままだったら湿気が来て腐食が激しいですので、一年でも早くそういった有効活用をぜひお願いをして次に行きたいと思っておりますけれども。

〔映像モニターにより質問〕

鹿島実業高等学校の野球場、すばらしい形で、ここは水道事業の六次拡張事業で中木庭ダムができたときに、中木庭ダムの放流水をくみ上げて市の上水道に使うということで建設された土地なんですけれども、もう御存じのように、地下水が非常に豊富、あるいは給水量は若干減って、新たな企業等も水を必要としないことから、有効活用ということで実高に貸さ

れてきたんですけれども、来年3月、返されるということなんですけれども、お聞きしますと、当初の約束どおり原状復旧してから返されるということを聞きまして、すばらしいバックネット、防球ネットができていますね。だから、どうして原状復帰なのかと。何に使うかはっきりするまで、できるだけ地元を使いやすいような形で今後の目的がはっきりしたら、取り壊し条件等をなくしてでも市のほうに譲り受けて利用してもらいたいんですけれども、どうして原状復帰、目的がまだはっきりしないのに取り壊して返さなければならないのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

目的外使用終了に伴う問題点といたしまして、今、角田議員の言われたようなことが発生してくると考えております。

それで、現時点での考え方でございますけれども、グラウンドの目的外使用を終えることに伴いまして、グラウンドの附帯設備でございます照明設備や防球ネット等の取り扱いが問題になってくると思います。学校側のほうからは、このまま使用いただけないだろうかというふうなお話もございましたが、検討を行った結果、使用期間終了後に原形復旧していただいております。

また、双方の計画において変更が生じた場合には適宜協議するものとして、附帯設備の撤去内容等につきましては双方立ち会いのもと決定することとし、平成31年度内で実施していただくことを確認しております。これは現在、モニターのほうでも写っておりますけれども、この施設を全部撤去してくださいというふうなことではまだお話をしておりません。先ほども述べましたように、双方立ち会いのもと、撤去する分については決定していこうというふうなことを考えておまして、現段階としてはまだ鹿島実業高等学校のほうにグラウンドのほうをお貸ししている立場ですので、撤去の始まる前までにそういったところの詰めた話のほうは行っていきたいと思っております。

それと、原形復旧をお願いした理由でございますが、これはちょっと水道課のほうで考えたところでございますけれども、庁内関係部署や地元と協議をした結果、野球用のグラウンド等としての利用計画がないこと、照明設備や防球ネットを残した場合、維持管理費用や設備更新費用が発生すること、照明、防球ネット等の施設撤去が生じた場合、撤去費用も発生してきます。民家に近い施設でございますので、災害時の施設損壊による2次災害等も想定されます。これは施設が古くなったときということになりますけれども。あと、この用地が浄水場の予定地だというふうなこと。これらのことを理由といたしまして、使用期間の終了後に原形復旧をしてお返しいただくよう学校側のほうにはお伝えしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

そこら辺、あとは今後の利用計画を眺めながら、防球ネットをどこまで外すかと、そういうお話があれば、ぜひ早く目的を、今後どういうふうにするのか、それによって防球ネットの撤去方法はあるかと思っておりますので、早く方針を決めていただきたいと思いますけれども、これを返すことによって、平成19年からですので、10年以上これで目的外使用して、また今後もいつまで目的外使用が続くかわからない、非常に多額な投資をして遊休のままという、非常に課題が残るわけですね。

ただ、今の地下水がいつかれるともわからないし、いろんな大企業がいつ水を使う企業が来られるかわからない状況で、すぐやめるといふわけにはいかないんでしょうけれども、そこら辺、市長は現時点でそこら辺の六次拡張事業計画で取得した財産の有効活用について、どのようにしていったらいいと考えておられるのかお尋ねしたいんですが。時間がありませんので、できるだけ簡単をお願いしたいんですが。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

じゃ、端的にお話をしましょう。

まず、私、厳密な意味で調べておりませんが、この施設は下が市役所、上の施設は恐らく管理なり、所有は県、実高だと思いますね。それを残されてもまだ管理上の問題が出てくると思うんですよ。したがって、こういうものだけじゃなくて、普通に物を借りたら、原状でお返しするという、非常に単純明快な理由ではないかと思っております。

どうしても野球に使うというならまたですけども、ほぼ野球場として、しかも、公式の野球場として使う可能性はほとんどございませんから、それよりもまず原形に復するという事になったんじゃないかと思えます。

したがって、あとはこれをどういうふうにするか。大切なことは2つございまして、全く今度は原状に、例えば、地下水というのは埋蔵量わかりませんから、何があるかわからんと、いずれそういうところに浄水場をつくらんといかんかもしれない、そのときになって、あれ、もうこれは建て直しのきかんよというようなものをつくってしまったら、これはできませんよね。したがって、ある程度制約はされると思います。その見きわめは早くしないといけないと思います。その見きわめをするのと。

その前に、それまではこのままでいいじゃないかという話とはちょっと関係ないと思えますので、とにかく貸している時間、お返しをいただく時間、決まったら、早急に原状に復帰いただくというのはポイントの一つ。

それから、せっかくの土地ですから、有効に使ってもらおう。これはよく地元と相談をするということではないかと思います。

それからもう一つ、私たちのまちは上水は、さっきお話があったように、地下水ですよ。これが埋蔵量が決定的に何年間大丈夫というようなことは見きわめつかないわけですよ。だから、常にここである程度の条件が整ったら、浄水場をつくるかもしれない、あるいはつくる、市民のそういう安全のためにはつくるという前提でいろんなこれからの水管理のあり方を見きわめないといけない、そういう意味で、いわゆる各事業は頭の中に入れておかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

ちょっと感じたのは、非常に能古見小学校で少年野球をされているんですけども、グラウンドが狭い、そして、夜間照明もないのに、父兄さんで照明施設をつくって夜間遅くまで、暗隅で手探りのようにされているわけですね。せっかく鹿島市の財産として活用できるこういったグラウンドがある、そして、来年度からはもう使わないということになれば、そういったやつにも無償でも貸して活用してもらわないと、せっかく投資した財産がそのまま、むしろ、草刈りとかいろんな管理経費だけで市の財産を放置していくのは非常にちょっとあれでしたので、ぜひそういった今後の利用計画を、地元なり、能古見全体と言わず、鹿島市全体の市民の皆さんの憩いの場としての農村グラウンド的なもので活用をぜひ検討をお願いして、次に行きたいと思います。ちょっと時間がないので、ちょっと次の質問に。

こういったところで、野球場のほかには上のほうに膨大な水道事業の浄水建設予定地として、これは大木庭のほうに、地元のほうに草払い年2回されている関係、これがいつまでほったらかしになっているか、非常にもったいない話ですから、そういった野球場がまた返還になると、そうならないように、上の土地まであわせて有効活用をぜひ検討をお願いして次の横田堤のほうに入りたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

この横田堤については検討状況についてわかりました。今後、この横田堤については、以前からすると、ヘドロとか流入量は少なくなって、環境上問題ないようですけども、底のほうに相当ヘドロがたまっていて、防火用的な機能も果たさないということで地元のほうから何とかしてくれということで要望に沿った埋め立てに、先ほど条件つきで民間に売却方針を決定したということですけども、その前に、ここは3メートルから8メートルぐらい道路で拡幅されますので、その際のいわゆる地元としては用地として機能していないから埋め立てていいですよと、あるいはむしろ高津原地区から下流に水を防火用水として持って

くるとか、そういったところに流れるようにということで、当然歩道の拡張工事に伴って下水路のも附帯工事で補償工事やってもらえるか、非常に鹿島市としては一気に解決するわけですけれども、ちょっとお尋ねですけれども、ここを埋め立てるとなると、今までも議論になっておりましたけれども、この下流に3個ぐらいの4反ぐらいの水田をまだつくっておられるところがあるんですけれども、この水利権的に言えば、埋め立てると言うとも水利権が消滅するわけですけれども、そういったやつは何かある程度のめどは、水利権者との交渉あたり、めどはついているんでしょうか、そういった結論を出すということになるとですね。その辺が問題になるかと思うんですが、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えいたします。

この横田堤の下のほうには、議員おっしゃいますように田んぼが数筆ございます。この水利につきましては横田堤のほうからの取水ではなくて、頭首工からまたちょっと別ルートで取水をいたしておりますような状況でございます。したがって、横田堤の水、農業水利は使っていないというふうな状況でございますし、生産組合のほうともこれは確認済みでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

生産組合さんは了解はされているということで、それは安心しました。非常に漏水して、鹿島小学校グラウンドとか、いわゆる市民グラウンドのほうに水が漏れて、そこが非常に水はけが悪いというような感じで、そこの利用状況も悪いというような感じで、防火水槽としても機能していないから潰してもいいというような感じ、私もいろんなところに聞きましたら、そういう状況でした。

いろんな検討をした結果を先ほど御披露していただいて、地元の方もそういった下流のほうにいろんな、下水道は加入されていない方がやっぱり数戸いらっしゃって、そういった方の家庭雑排水とか流されているから、常に水量を保ってほしいというような、こういった歩道整備拡張と同時に水路をきれいにしてもらうことによって、そういった問題も解決するだろうと思いますので、そこら辺はいいと思います。

ただ、あそこは長年のヘドロがたまって宅地に果たして向くかという、いろんな土壌改良剤で土壌改良されると思うんですけれども、いろんなこの間の北海道とか、いろんなところの地震が発生したところですが、埋立地のところは水害のときに水が噴き出して、宅

地が全部陥没してしまうという形、相当経費、そういう意味で今までも約198,000千円ぐらいかかるというふうな議会の答弁でもなされてきて、それよりも現状のやり方で住宅地のほうにという感じですけども、そういった形でいろんな問題があるかと思いますが、ぜひ土木事務所の道路改良工事に並行して間に合うような形で、ひとつ意思決定をお願いしたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

それから、国体開催に伴う競技場の施設整備についてはわかりました。軟式野球会場の市民球場については29年度の予算でバックスクリーンとか、いわゆる内野グラウンドの基盤整備、そういったもので開催については問題ないような整備をされておる。ただ、アーチェリー会場が陸上競技場でなされて、仮設の経費についても10分の10、補助事業で対応できるということなんですけれども、この陸上競技場の下の補助競技場をアーチェリー会場の練習会場に使うということなんですけれども、この練習会場に使った場合に、いわゆるこの国体を見に来られる選手、監督、観客の駐車場が上の駐車場で足りるのかどうか、そこら辺の見通しというのはどう立てられているのか、そこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えいたします。

国体の開催時の駐車場についてのお尋ねでございますけれども、今、軟式野球とアーチェリーの競技が開催される予定でございます。今、県との打ち合わせの中では、日程につきましてはアーチェリーと同じ日程をずらして開催するという事で考えております。

あそこの今の駐車場の状況ですが、蟻尾山公園の駐車場としては430台の確保ができます。サブグラウンドには予備の、とめるとすれば250台ぐらいプラスでとめることができます。アーチェリーのときにサブグラウンドを練習会場として使うとすれば、430台の駐車場のスペースがあるということで、先般、言いましたアーチェリーの中央競技団体との打ち合わせの中では、今までの先例地の会場を含めて蟻尾山公園のほうで十分駐車場の確保は大丈夫ということでお話をいただいております。野球につきましても1日、二、三試合程度ということでございますので、十分対応できるということで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

補助競技場で練習会場に使うということでしたので、そこら辺ちょっと心配。今まで補助競技場についてはいろんな団体から補助競技場の利用の実態、いわゆる雨天に左右されない

ような人工芝の張りかえ、そういった要望もサッカー協会あたりから3,000人の署名をして陳情要望等が出ておりましたけれども、国体の際の駐車場という理由で断ってきておられるんですけれども、ただ、私もサッカー競技だけじゃなくて、いろんな種目、グラウンドを使う方の、現在でもグラウンドゴルフとかいろんなサッカーの大会、イベント等をやられておるんですけれども、この際、何か人工芝に張りかえる計画というのはお持ちでないのか。

というのは、市内には非常に社会貢献、いわゆるこのほど社会貢献をされていますが、納富病院さんのほうで吹上のほうにフットサルの、いわゆる病院のほうで社会貢献をしたいという形で人工芝のフットサルをして、今後の展開の方向として、非常に子供たちがすぐれた環境でスポーツを楽しんでもらいたい、そういった形でやるけれども、行く行くは今後若い人たちが集まって地域が盛り上がりていくような仕組みづくりを考えているということですので、そういった県大会とか、そういったいろんな大会がここで行われるような人工芝の張りかえ、そういったものを検討時期に来ていると思います。国体の開催を機に、そういった検討、いろんな市民社会大会を今後どうするかとか、いろんな問題があるかと思いますが、それはぜひ検討していただくように要望をしておきたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

もう一つ最後に、国体開催に伴って、いわゆる観客の方が来やすいような形でしなくちゃならないわけですけれども、現在、陸上競技場のほうに向かう能古見地区からは、この国道444号線を通って、市道大殿分～伏原線を通って、片山橋を通って陸上競技場に来られる方がほとんどなんですけれども、御存じのように、蟻尾山公園の野球場から下って片山橋まではこのように拡張されています。ただ、この片山橋が昭和39年2月にかけて、まだ五十四、五年ぐらいしかたたないという形で、まだ残存できるまで使えるという形で未整備のまままこられていますけれども、この反対側を見てもみると、片山橋から渡ってくる車が見えないわけですね。そうすると、片山橋のたもとまで行って出会い頭で離合されています。そういった形でこの橋の欄干にはしょっちゅう傷が、急にびっくりして曲がられるものですから、両側の欄干に傷がついて、そして、接触事故等も発生しています。そういった形でせめて橋ができないならば、この辺の片山橋手前の交差点から橋までの拡幅、ぜひ国体開催前に進めたいと思います。

それと、これで橋を渡ってからなんですけれども、ここから先のほうが国道444号に出る通路なんですけれども、ここの間も片山橋から国道交差点まで280メートルなんですけれども、ここが普通車も離合できないようにしています。だから、非常に鹿島市の道路政策として、新たな用地買収までは取り組まないということなんですけれども、道路のり敷きの水路、そういったものを活用して用地買収しなくてもやろうと思えば拡幅できるんですけど、こういった国体前に取り組む考えがあるのかどうか、最後にお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

ただいまの市道の拡幅に係る御質問については、現地のほうを担当課として確認をさせていただきました。現時点の対策といたしましては、まず、個人の宅地にかからない箇所ということで、公有水面にふたをかける改修とか、あるいは今ありました農地ののり面を一部道路敷とするなどの改修工事で道路の幅をまず広くして、そこを利用して国体等の車が離合しやすくなるように対策は検討をしてみたいと思います。

また、この事業につなげていくためには、市内のほかの地区でも行っていただいているように、まず、地元のほうから要望書ということで御提出していただいて、これを受けまして市内全域の市道事業と調整をしながら、3カ年の実施計画に上げて対策を始めていく流れになってくると思います。

なお、宅地にかかります箇所については地権者の合意形成が必要となりますので、地元役員の皆様や関係地権者等との話し合いによりまして、道路の利用実態を確認して、課題の箇所にはどういう方法や対策がよいのか、地元と市と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

以上で15番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明5日は文教厚生産業常任委員会の3審議を行い、6日から9日までの4日間は休会とします。次の会議は10日午前10時から開き、委員会報告、議案審議、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後3時30分から全員協議会を開催しますので、委員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。お疲れさまでした。

午後3時17分 散会